

事 業 委 員 会

平成30年3月8日(木)

## 事業委員会

日 時 平成30年3月8日（木）午前10時00分開会—午後5時10分閉会

場 所 役場3階 第2委員会

出席委員 反保委員長、辻下副委員長、坂原、和田、松尾、奥野、小川、中原

欠席委員 なし

傍聴議員 道工、出口、竹原

出席理事者 田代町長、  
中口副町長  
松田副町長  
笠間教育長  
木下都市整備部長  
保井まちづくり戦略室長兼町長公室長  
西総務部長  
四至本財政改革部長  
鵜久森水道事業理事  
佐藤総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事  
家永都市整備部理事  
早野都市整備部理事  
多賀井都市整備部理事兼二国推進課長  
寺田総務部副理事兼企画地方創生課長  
奥建築課長  
吉田産業観光課長  
是澤土木下水道課長代理  
西澤水道課参事  
瀬戸水道課長代理兼事業係長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

反保委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから事業委員会を開会します。

本日の出席委員は8名、全員出席です。理事者につきましては、中谷課長の欠席の報告を受けております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。これより事業委員会を開きます。なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いします。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後引き続き協議会を開催します。よろしくをお願いします。

それでは、3月6日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件12件の審査を行います。

それではこれより議事に入ります。なお、発言者につきましては、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。また、理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いをいたします。

議案第4号「平成29年度岬町一般会計補正予算（第9次）について」、本委員会に付託をされました案件を議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

寺田課長。

寺田企画地方創生課長 それでは事業委員会資料の1ページをごらんください。

平成29年度岬町一般会計補正予算（第9次）のうち、事業委員会に付託された歳入歳出予算について説明いたします。

まず歳入予算について説明いたします。

18繰入金、1基金繰入金、多奈川地区多目的公園管理基金繰入金といたしまして、補正予算額118万2,000円を減額補正するものです。

内容につきましては、歳出でご説明いたしますが、多目的公園の管理に必要な経費については基金を活用して実施していますが、一部の経費及び事業の実施を見送ったことから減額となるものです。

以上、当委員会付託分歳入合計といたしまして、118万2,000円を減額補正するものです。

続きまして、2ページをごらんください。歳出予算について、説明いたします。

7商工費、1商工費、深日港活性化イベント事業といたしまして、182万3,000円を減額補正するものです。

内容としましては、第6回深日港フェスティバル当日、雨天のため予定してお

りました一部のイベントが中止になったことから、不用額を減額するものでございます。

続きまして、8 土木費、4 都市計画費、多目的公園管理事業といたしまして、補正予算額 1 1 8 万 2, 0 0 0 円を減額補正するものです。

内容につきましては、多目的公園に整備しました芝生広場の水道使用料ですが、当初の予定より芝の根づくのが早く、生育に伴い散水回数が減少したため、水道代の 9 0 万円を減額するものです。次に、多目的公園に整備しました芝生広場のオープニングイベントが台風 1 8 号により中止となったことから、イベントの必要経費である 2 8 万 2, 0 0 0 円を減額するものです。

以上、当委員会付託分歳出合計といたしまして、3 0 0 万 5, 0 0 0 円を減額補正するものです。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 続きまして、繰越明許費についてご説明をいたします。

道の駅「みさき」整備事業（効果測定事業等）といたしまして、5 8 0 万円を繰り越すものでございます。

内容といたしましては、今年度当初に開駅をした道の駅「みさき」に関しまして、運営上の改良協議や地元との維持管理協議等に時間を要したこと、また昨年度に完了予定であった夕野池・カイカ池に係る広場整備事業が、池の埋め立てに当たり湧き水対策工事による工期延長等で遅延し、その後の事業として予定をしていました特産物の開発及び事業活用調査が次年度での開始となったことから、これらに関する経費を繰り越すものでございます。

反保委員長 是澤課長代理。

是澤土木下水道課長代理 続きまして、事業名は西畑線整備事業としまして、4 6 4 万 4, 0 0 0 円を繰り越すするものでございます。

内容としましては、当初計画では平成 2 9 年度中に用地測量業務として、用地測量、境界確定、登記申請を計画していましたが、一部の用地の境界確定がおくれ、年度内の分筆業務の完了が困難となったため、平成 3 0 年度に繰り越すするものでございます。

反保委員長 奥課長。

奥建築課長 続きまして、公営住宅建設事業費としまして 2 億 3, 0 8 3 万 1, 0 0 0 円を繰り越すものでございます。

理由としましては、余剰地の整備を進めるに当たり、既存建物の解体に伴い外

壁仕上げ塗材のアスベストを除去する必要があるが生じ、工期の延長を要したためでございます。

反保委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第4号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第4号は本委員会において可決されました。

議案第9号「平成30年度岬町一般会計予算について」、本委員会に付託されました案件を議題とします。

今回は、委員会資料の7ページから10ページに補足説明がありますので、土木費のところの説明を受けます。また、歳入歳出をそれぞれ分けて、審議したいと思います。

それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の3ページから6ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の4ページ、款15府支出金、項2府補助金の中で、目4商工費府補助金のところでお尋ねをいたしますが、総合相談事業交付金の金額が例年より少し増額されているようにお見受けするんですけれども、何か特段の理由があれば教えていただきたいと思います。

それから、委員会資料6ページの款20諸収入の中で、海釣り公園納付金が計上されておりますが、これは入場料金の部分でいいますと7%分というものをも

とにして計算をされたものという認識でいいかどうか、お聞きしたいと思います。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 私のほうからは府支出金、府補助金、商工費補助金の総合相談事業交付金の額についてお答えします。前年度より10万円程度増額になっている部分につきましては、交付金の算定の単価等の見直しによるもので、実施する事業としては前年度と変わりはありません。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 もう一点あったこと、申しわけございませんでした。

海釣り公園の納付金につきましては、納付金の収入によるパーセンテージが変更になりましたので、前年度実績にそのパーセンテージを掛けて見積もりをしたものでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 参考までにお尋ねいたします。

総合相談事業交付金の算定単価の見直しというご答弁でしたが、その算定単価はどのように見直されたのかお聞きしておきたいと思います。

それからもう一点、再度確認しますが、7%という入場料金に対する納付金の金額の計算の仕方なのですが、それは7%ということよろしいのでしょうか。以前10%でしたので、それが7%分として計算されたということでもいいのか、確認をさせていただきます。お願いします。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 お答えいたします。

海釣り公園の納付率につきましては、7%です。

それと、総合交付金の算定基礎につきましては、今手持ちにないので、お調べして後ほど報告させていただきます。

反保委員長 よろしいですか。

ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表をあわせてごらんください。

まず、衛生費に入ります。

予算書101ページの21貸付金の水道事業会計貸付金、28繰出金の水道事業会計繰出金と、103ページの19負担金、補助及び交付金に係るものをごらんください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 101ページの21貸付金のところですが、本会議場でもちょっと触れてましたけど、今回2億円として上がってるんですけど、これ前年度も貸付金として上がってましたが、ちょっと額が違うので、この額の違いは何なのか。それで、この貸付金としてこれは岬町から、その水道事業のほうに貸し付ける分と聞きましたけど、その内容をお聞きしたいと思います。

反保委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 本会議場でもご説明させていただきましたけれども、水道事業会計が非常に経営が厳しくなっていた状況の中で、平成18年度より継続的に一般会計や市中銀行から一時借入金としてお借りをしていたところでございまして、その一時借入金の繰返しをすることは会計的によくないということで、大阪府市町村課からも改善するように指摘されていたことから、今回その対応として一般会計から地方公営企業法第18条の2に基づいて、長期での借り入れを水道課から一般会計にお願いして、借りかえをしたということでございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 借りかえたということは、今まで借りていた分をこれから返却して、これに借りかえたということですか。

反保委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 今までは一般会計から、一般会計に余裕があるときは一時的に借りて、一般会計に余裕がないときは市中銀行から2億円を借りて資金を回してた状況でございます。その状況が会計上よくないということなので、長期的に2億円を一般会計からお借りするという形に借りかえさせていただきました。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 この2億円という数字、初めて見たんですけど、これは今までは一般会計からではなくて、市中銀行から、金融機関からも2億円という額は今までも借りていたわけですか。

反保委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 そのとおりでございます、スタートは、平成18年関西電力が休止した状況のときから会計が厳しくなりました、そこから近年では2億円。一般会計に借り入れる余裕があるときは一般会計から2億円お借りして、一般会計に余裕がないときは市中銀行から、それを借りかえを繰り返しておったという状況でございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 純粋な、単純な質問なんですけど、2億円借りたら返さなあかんと思うんですけど、それは今まで2億円借りた分については、もう返却は終わっているということではないですか。

反保委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 今回も2億円を長期でお借りしてますので、また返済期間とか、金利等については今後協議していきますけれども、今借りてる部分はこの長期借入金で返済して、長期借入金に借りかえて、置きかえるという形でございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 ちなみにこの2億円の使い道なんですけど、詳細わかりますか。

反保委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 この2億円は、経営状況が圧迫しましたので、経営の、一般の支払いに補填をしていると、現在も2億円をお借りした状況で経営を回してる状況でございますので、経営資金、運営資金ということでございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 運営が非常に厳しいのでその2億円借りて、それで賄っているということですね。わかりました。結構です。

反保委員長 よろしいですか。

ほかございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の101ページ、水道事業会計の貸付金、それからその下の繰出金についてもお尋ねをしたいと思います。

先ほどの質疑を通じて、水道事業会計が非常に逼迫しているということが改めて示されたところと感じております。それで、この水道事業会計については、毎年一般会計からの繰り出しも金額はまちまちですが行われてきましたけれども、ほかの市町村では、もっと大幅に一般会計から繰り入れをして、水道会計を補助するというか、そういったことも行われているわけですが、岬町においてはその



ようなことはお考えにならなかったのか。もっと財政規模を増やして、水道事業会計に繰り出しをするということは考えられなかったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、先ほどの議論で明らかになったのは、毎年2億円が足りないという形の中で、平たく言うと自転車操業的になっていたということなんだろうと思うんですけども、それとは別に累積の起債も水道事業会計ではあったと思いますので、その累積の起債については、それについてはどのように返還していくのか。ちょっと水道事業会計で聞くべきかもしれないんだけど、ちょっと話出たので。要は貸し付けに対する返済のことなので、ここで参考までに累積の部分についてもお聞きをできたらなと思います。お願いします。

反保委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 借入金の件に関してお答えさせていただきます。

ほかに回避方法がないかということですが、地方公営企業法によります17条の3に基づく一般会計からの補助、繰り入れはございますけれども、今現在一般会計、これを繰り入れをしてしまいますと、一般会計の負担が大きく、一般会計では今行財政改革を推進している中での基準外の繰り出しは非常に困難だと考えまして、今回は借り入れということをお願いした状況でございます。

それと、企業債のことでございますが、平成28年度末決算現在で残高が13億2,800万円等が残っておりまして、これを順次計画どおり償還していくという予定にしております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 一般会計からの繰り入れのことについて重ねてお尋ねをしますけれども、一般会計も大変厳しい状況であるということで、水道会計への繰り出しは困難であるということをお聞きしました。

下水道事業の特別会計、繰り入れっていうのはいろんな特別会計に金額の多寡は別にしまして、なされているんですけども、下水道事業には一定額、そこそこ規模の大きな繰り入れをされているかなと思うんですね。その辺の違いの考え方といいますか、そこはどのように。これはあれかもしれません。この単独の、例えば水道事業の鵜久森理事にお答えいただくことではないのかもしれないんですけど、ちょっと適切な方がおられたらほかの方でも結構ですが、他会計への一般会計からの繰り出しについての考え方があるのであればお聞きをしたいなと思います。お願いします。

反保委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 水道の公営企業は、独立採算制の原則に基づきまして公営企業で運営しておりますので、こういう形になってございます。下水道は一般会計のところの中の特別会計という形でなっておりますので、公営企業という形となっております。独立採算ですので、その違いでございます。

反保委員長 四至本部長。

四至本財政改革部長 ちょっと補足させていただきます。

今のお話ですけれども、水道につきましては公営企業会計となっております。一般会計と申し上げましたけれども、他の特別会計につきましては、企業法が適用されておられませんので、その中で一般会計で繰り出しながらやっていくという形になっています。その辺はご理解いただきたいと思います。

反保委員長 西澤参事。

西澤水道課参事 先ほどの2億円の貸付金について、補足させていただきたいと思います。

この2億円につきましては、先ほど理事のほうから説明ありましたように、過去からの一時借入れの繰り返しがあるという状況の中で、整理しなければいけないということになってるんですけども、また一方で、今回大阪広域水道企業団との統合の話がありまして、この中で会計上の整理をしていかないといけないということにもなっております。

そういった中で、今回のような形で長期の借入れという形で、形としては起債のような形になるということになると思います。内容としましては、今のところシミュレーションのほうでは、一時30年度にお借りしまして、それ以降の31年度から20年間で返済していくというシミュレーションをしております。そういう経営状況を確認して、大丈夫だということで確認しております。そういった統合の関連もありまして、ここで今回一般会計のほうから貸し付けしていただくという形をとっております。

反保委員長 よろしいですか。

ほかございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の103ページの衛生費の中でお尋ねをします。

本委員会に付託されている項目としては、大阪府合併処理浄化槽普及促進市町村協議会負担金も該当になっているんですけども、この負担金の算定基準というか、根拠になるようなものがあれば、参考までにお尋ねをしておきたいと思

ます。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 よろしいでしょうか。

その負担金の算定に当たりましては、人口割の部分と補助金の基本見込み額に1000分の2.5を掛けた数字という状況になってまして、要は人口割と前年度の基本額の見込み額に対する係数比率を掛けて算定しているという状況になってございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 ということでいいますと、この金額は毎年変わっていくという認識でよろしいですね。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 その認識で結構かと思えます。

反保委員長 ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 これで衛生費の質疑を終わります。

続いて、農林水産業費に入ります。

予算書112ページから119ページをごらんください。

質疑ございませんか。

松尾委員。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 113ページの1報酬、産業観光課の農業委員報酬14名ですけども、前年度と比較すると高くなっているんです。先の議会でもあったと思うんですけど、確認でお尋ねしたいんですが、この上がっている理由というのは、能率給というのが加算されて予算を増えているのかということをお聞きしたいと思えます。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 お答えいたします。委員のおっしゃるとおり、今回から導入させていただきます能率給の分が増額となっております。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 ここで言える範囲で結構ですけども、その能率給をどのように算定されたのかなということをお聞きできればと思えます。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 お答えいたします。

能率給ですけれども、農業委員会の法律が改正されまして、新制度による農業委員会がこの6月3日の新しい任期からスタートするわけなんですけれども、その中で新たな業務として農地集積や遊休農地解消の活動が必須項目として業務の中に組み込まれております。平成28年3月28日付で農林水産省事務次官依命通知により、農地利用最適化交付金事業実施要綱の通知があり、その中に、活動と成果に応じた交付金を出すように制定されております。それを農業委員に能率給として支払われるものでございます。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 大体これぐらいの額になるであろうという、その見込みはどうやって出したのかなというのをお聞きしたかったんです。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 申しわけございません。お答えいたします。

全国的に新制度による農業委員会制度が開始されたところでございますので、本町としましては、活動実績による交付金の上限額を当初予算に計上させていただいておるものであります。なお、成果といいますのは、農地が点在しているところを集積したりして成果が上がればもらえる交付金となります。活動の上限額は、農業委員の数掛ける6,000円掛ける12カ月となりまして、うちは14名掛ける6,000円掛ける12カ月で100万8,000円を予算要求させていただいてるところでございます。

反保委員長 ほかはございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の115ページ、目3の農地費の中でお尋ねをします。

節13委託料のところのため池ハザードマップ作成委託料というのがございますが、これは新規施策のようでありますので、どういった事業をされるのか。参考までにお尋ねをしたいと思っております。岬町の中にため池が全部で幾つあって、その中で今回対象にしようとお考えのため池の数についてもお聞きしたいと思っておりますし、また作成に当たっては住民参加というのが非常に大切だということだと思っておりますが、それについてはどのように実施をされるお考えか。また、この事業は来年度1年間で作成まで完了する計画であるのか。さらに、完了した場合には、どのように活用していくお考えか。そういったことについてもお尋ねしておきたいと思っております。

それから、同じ農地費の中で負担金、補助及び交付金の中に、以前、農業水利

施設保全合理化事業負担金というのが設けられていたかなと思うんですが、今回はその記載がございませんで、そのことについてお尋ねを改めてしたいと思います。

それからもう一点、目4農業振興費の節12役務費のところ、有害鳥獣処分手数料が設けられておまして、これはアライグマの処分にかかわるものと以前お聞きしたと思うんですが、捕獲数というか処分数ということになるんでしょうか。数の推移についてお尋ねをしたいと思います。予算規模からいくと増加傾向にあるのかなと思うんですが、処分数の増加、減少等の傾向があればお聞きしておきたいと思います。お願いいたします。

反保委員長 答弁をお願いします。

吉田課長。

吉田産業観光課長 質問が多かったのでちょっと抜けてしまったら、またお願いします。

まず、ため池ハザードマップについてのことでございますけども、事業の概要としては本町には多くの農業用のため池がございます、これらのほとんどのため池につきましては老朽化が進んでいるような状況で、従前からは緊急性の高いものから改修を行っているのが現状でございます。一方で、近年は想像を超えるような災害があちこちで発生してきております。災害による人命、財産などの被害を軽減する減災の取り組みが重要であるということが言われております。本町の地域防災計画においても、ため池減災対策としてハザードマップの作成の記載がされております。

以上のことから、本町のため池のうち危険度の高いものと位置づけられている今回は蛸池を対象に、氾濫区域等を記載したハザードマップを作成するものでございます。

次に、ため池数ですが、本町には農業用ため池が109ございます。それらの中で大阪府の水防計画での位置づけられたため池が67ございます。その中で、最も下流域に影響が高い危険度のあるA級ため池として位置づけられておりますのが逢帰ダムとこの蛸池ということになります。

蛸池は岬とカントリーの横にある池でございます、この蛸池は深日の住居地域がすぐに迫っておるところでございますので、決壊した場合の重要度が高いということで今回ハザードマップを作成するものでございます。なお、ハザードマップを作成後におきましては、影響のある自治区に出向いて作成したハザードマップを用いて分析した結果などの説明を行いまして、自主防災組織の訓練にも活

用していただけたらと考えております。

完了のほうですけれども、1年で完了します。この事業は国の補助金を活用して実施するものですが、大阪府のため池防災・減災アクションプランに基づき策定しております。3年度ごとに見直しを行い、今回は3年目で今のところは100%の補助を受けれると聞いております。大阪府が耐震診断を行い、市町村でハザードマップを作成するという事業になっております。

ため池ハザードマップにつきましては、以上でございます。

反保委員長 次の答弁。

吉田産業観光課長 負担金の説明で、水利負担金。

すみません。わかりました。

19の負担金補助金交付金の農業水利施保全合理化事業負担金がゼロとなっている分につきましては、これにつきましては逢帰ダムで洪水調整ゲート、放流水門の工事を行って行っておりました。これは28年、29年度事業として行っておりましたので、今年度についてはもう工事が完了しましたのでゼロということになります。

それと役務費の中の有害鳥獣処分手数料でございます。これはアライグマの処分費となっております。泉佐野に殺処分に行く手数料で、1頭につき1,500円が単価でございます。その45件分ということになってございます。アライグマは、27年度7頭、28年度23頭、29年度はまだ実績が出ておりませんが現状で49頭となっており、増えてきておる状況でございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 ため池のハザードマップについて詳しくご報告をいただきました。

住民参加のことについて1点だけ要望しておきたいと思うんですが、できたものを影響する地域の方々、また自主防災組織等の訓練に活用することも含めて啓発活動に取り組むという見通しをお示しいただいたところではありますが、この作成に当たっては、作成する段階で住民の皆さんのご意見を聞く、フィールドワークをすることも含めて、そういった活動も大切になってくると思いますので、でき上がったものを説明するということが非常に大切なものではあります。つくる段階から住民の皆さんにご参加をいただくということもぜひご留意をいただきたいと思っております。災害に対する啓発、減災ということについては、住民の皆さんそれぞれで意識化することが非常に大事だと思いますけれども、その1つのツールとして大切な取り組みだと思っております。それをやはり形だけにとどめない、生

きたものとして活用していくということについても、つくる段階からご参加いただくということは非常に大事なことです。ですので、つくる段階から住民の皆さんにご協力をいただくということも、ぜひ作成に当たってはご検討をいただきたいと、要望しておきたいと思います。

それから、今ご答弁いただいた中で、A級ため池というこたえ逢帰ダムと蛸池の2カ所を府から指定されているというとらえ方でいいのかなと思うんですけども、蛸池については今回、今ご説明いただいたとおりの事業がなされる予定であるということでありました。逢帰ダムについては、こういった同様のものは作成の計画がないのか、お尋ねしておきたいと思います。

それから、簡単な質問なのでもう一個この機会に。予算書の117ページの款6農林水産業費の中で目5農業施設改良事業として、農業水路改修工事が設けられておりますが、これはどこの場所なのか、お尋ねしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

反保委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 ちょっと逢帰ダムの件ですので、水道課、鵜久森がご返事させていただきたいと思います。

逢帰ダムの耐震診断につきましては、大阪府農政室が平成24年6月に現地調査を行い、その結果を10月に報告いたしました。耐震診断結果としましては、このダム地点で一番大きな地震である中央構造線断層帯による地震、このダム地点で将来にわたって考え得る最大級の強さをもつ最大規模の地震が起こっても、ダムの貯水機能は維持される。すなわち、ダムは決壊しないという報告をいただいております。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 逢帰ダムのほうは、もうよろしいですか。

そしたら、工事請負費の農業用施設の改修工事につきましてご説明させていただきます。

2件ございまして、1件目が多奈川東畑の美迫水路82万6,416円ございまして、台風21号による大雨で水路が崩壊し、隣接農地に被害が及び、区長要望のあったものでございます。もう一点が淡輪別所水路38万160円で、こちらは老朽化により取水施設の一部が崩れまして、その先にある田に水を送れない状況となっておりますために改修するものでございます。

反保委員長 よろしいですか。

中原委員 このページの範囲でもうちょっとだけあるんですけど、いいですか。

119ページの目2林業水産業振興費の節13委託料の中で、町内漁港公衆便所清掃委託料というのが設けられておりますので、その点についてお尋ねをしたいと思います。

以前まではこの項目は、淡輪と深日の漁港の公衆便所ということだったと思います。金額についても、予算規模で25万円程度だったと思いますが、今回、町内というようにされておりますので、考えられるのは小島漁港が増えたからかなと思うんですけど、予算規模についても増額されているようでありますから、その点について何か変更の要因等があるようでありましたら、この機会にお尋ねしておきたいと思います。お願いします。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

この分につきましては、新設のトイレの清掃委託料でございまして、小島ふれあい漁港に設置したトイレと深日のふれあい漁港にも新しくトイレが設置されております。その2件分を新設として計上させていただいているものでございます。

反保委員長 いいですか。

坂原委員。

坂原委員 今お題にのぼってましたため池ハザードマップの作成についてお聞きします。

防災・減災という観点からということですけど、今の逢帰ダムの説明にもありましたように地震を対象として想定してのことだと思うんですけど、ため池のハザードマップ、どういうものになるのかなって思うんですが、例えば以前にありました津波のハザードマップですね。あれでしたら、岬町のどの時点でどこの場所だったら何メートルの津波来ますよってありましたけど、どういうようなものになるのかなと思うんですが、ちょっとわかりましたら答弁お願いします。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 お答えさせていただきます。

影響のある地域を絞りまして、地図に氾濫の影響のあるところを色で示したり、どういうふうに被害が及ぶかというのを解析して、その家屋数や定量的な評価などが記載されていくものとなっております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 新規事業なんで詳しいことは明確じゃないのはわかるんですけど、ちょっと気になるのが、例えば津波の場合でしたら津波発生から一定の時間経過した後にか



の辺だったら何メートル津波来るよと。だから、その間に逃げなさいよっていうハザードマップになるんですね。自分の身を守るために、そう使いなさいということですよ。

ところが、このため池の場合、地震来たら即崩壊するわけですよ。即崩壊して水がだあっと来るのに、どないしようもないんちがうのかなと思うんです。このマップつくってどうするのかな、どう活用するのかなっていうのが素朴な疑問としてあったのでお聞きしたんですけど、答えれるものがありましたら、答弁できますか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 お答えさせていただきます。この事業自体が東日本大震災を踏まえたところから防災はもとより人命を守る、すぐに逃げるといった観点から、大規模地震により堤体が被災した場合に下流の人家や公共施設などに影響が大きいため池について耐震診断をしておき、ハザードマップづくりを進め、地域の方々の防災意識向上や被災時の連絡体制の整備などを整えていくという観点で実施されている事業ということでございますので、私どももこれから勉強していかないといけないんですけども、そういうことが影響のある住民の皆様にも浸透するように実施してまいりたいと考えているところです。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 国や府からそんな考え方があって補助金も出るということなんで、それはそれでいいんですけど、ただ地元として乱暴な言い方ですけど、やみくもに何でもかんでも上納金があるからそれをやったらいいっていうものではもうないのかなと思うんです。なぜかって言ったら、この蛸池の下のほう、住民の人、対象があるわけですよ。その辺の人もわかっていると思います、今でも。今、津波の防災マップもある。地震来たら津波あるから上のほうに逃げなあかん。またため池でこっちが決壊するから、こっちもあかんって言ったら、どうしていいかわからへんわけですよ。だから、かえってこのハザードマップをつくって、このため池のですよ。啓発になるんやろうけど、それを広く周知することによって、かえって余計な不安をあおったりせえへんのかなと思ったりするんです。はっきり言って、地震起きた、ぱっと決壊した、水が流れてくる、もうどうしようもないですよ。そやから、地震起こったらすぐに逃げるんやでってことが言えると思うんですけど、だからその辺がどうなんかなと思うので、ちょっと疑問に思ったのでお聞きしました。何か答えれることありましたらお願いします。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 補足的な話になって申しわけないんですけど、雨量計、水位計といいますが、雨量の状況がわかるようなテレメータをもう既に設置してございまして、基本的には一括して大阪府さんのため池防災・減災のアクションプランの中にあるんですが、確か昨年やったと、昨年か一昨年か正確な時期はわからないんですけど、そういう雨量計、テレメータをつけてございまして、その池の下流域の影響が大きいものですから、そのデータが大阪府に入って、岬町にもネットを通じて入ってくる状況になっていまして、その辺、どういう体制で連絡をして、どういうふうに避難をしていくかというところを、最終的にはハザードマップの中で取り入れていくような形を大阪府さんのほうはアクションプランの中で進めていくようにお聞きしているところはございます。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 委員おっしゃられましたとおり、大阪府さんと協議をしていく中で、余り住民周知をして、住民の恐怖意識というのを高めてしまわないかというような議論も確かにあるとおっしゃってました。この事業は耐震診断を行うこととセットになっておりまして、私どもといたしましては、この耐震診断がまず重要じゃないかと考えておるところから、この事業を活用し、このA級のため池の蛸池に実施したいという思いがあります。

そして、ハザードマップの周知の仕方につきましては、他の市町村でもハザードマップはつくったけども、余り積極的にそれを地域に示していってないというところも確かにあるということも聞いておりまして、その辺は先ほどの中原委員や坂原委員のご指摘も踏まえまして、作成していく中で大阪府にも相談しながら進めてまいりたいと考えております。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 113ページの節8 報償費の産業観光課利用状況調査報償費ってあるんですが、昨年度のを見ますと、多分これじゃないかなと思うんですけど、転作現地確認報償費になってるんです。これって金額は同じなんですけど、名称、品目っていうんですか。変わっているっていうのが、何かその作業自体に大きな変化があったのかっていう、その変化を教えてもらえたらなと思います。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 ただいまの質問にお答えいたします。申請していく交付金の種類がございまして、以前に申請した交付金ではなくて、最適化で設けられた交付金申請

ということでございます。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 作業自体というか、そのもの自体は何も変わらずに、申請するところが違うことになったから名称を変えないといけないという理由ですか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 新たに農業委員に求められた業務ということになるかと思われま

す。これから明確になってくると思うんですけども、そこで増えてくる業務の可能性はあるかもしれません。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 でも、その転作、前回までは転作にかかわっていることだと思うんですけど、今回はその利用状況になってるので、多分、私、先ほど質問したような、能力給と何かかわり、能力、ちょっと違うかもしれませんが、何か作業自体にもうちょっと幅を持たせて、これもやるつもりがあるから、こういうようにしてるのかなあと、一瞬思ったんですが。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 産業観光課の吉田です。業務を明確にするために、名称も、この利用状況調査報償費としていますのは、毎年農業委員に9月ごろ実施してもらってる農地パトロールに対する補償費でございます。これは現地調査になるんですけども、休耕地となっている方々に対して、今後どういうふうにご利用していきたいですかというような調査も行っています。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 この件、最後にしたいですけど、それは、前回とは全然、何も変わらないけれども、項目だけは変わっているという認識ですか、でいいですか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 産業観光課の吉田です。内容的には変わらないと考えていただきたいと思

います。

反保委員長 中原委員。

中原委員 すみません、今ちょっと聞いていて、よくわからなくなったのでお尋ねしますが、今質疑が行われていた報償費、利用状況調査という、名称が変わったということでしたが、これが報償費として渡される先というのは、農業委員ということになるのでしょうか。そうだったら、先ほど、農業委員報酬のところで、質疑がありましたけれども、最適化交付金の、その活動によるものということで、

委員さん1人当たり6,000円を上限としてという話がありましたけれども、これは月額6,000円上限にということでありましたが、その予算との整合性はどのようになるのか、お聞きしたいと思います。

それから、もう1点、ため池ハザードマップのことなんですけれど、先ほどの質疑、答弁通じて、町の担当部局として問題意識についての認識が深まったのですが、私ははっきりこれは豪雨対策によるものなのかなと思っておりましてもので、それももちろん想定に入れておられると思いますけれども、町当局としては、耐震の部分も非常に重視をされての取り組みであるということだと思ったんです。

それで、そうすると、念のためにお尋ねしますけれども、先ほど、逢帰ダムのことについて、耐震化については基準を満たしているというか、最大規模の地震が起こったとしても決壊することはないということでありましたが、大雨が起こっても、それについては心配ないというように考えて、今回はため池ハザードマップの対象にしないという結論に達したということであるかどうか、考え方についてもお尋ねをしておきたいと思います。お願いします。

反保委員長 鵜久森理事。

鵜久森理事 水道課の鵜久森でございます。逢帰ダムの貯水機能について、ご説明させていただきます。規定がございまして、非洪水期と洪水期と分けて、規定どおりの水位で保っておると。それを守っておりますので、安全ということでご理解ください。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 産業観光課の吉田です。利用状況調査報償費と、先ほどの最適化交付金の活動に応じた実績の交付金で、重複している部分はございません。これについては、その利用状況調査に対する限定の部分でございます。以上です。

反保委員長 中原委員。

中原委員 利用状況調査と最適化交付金の説明をいただきました。ちょっとこれは後で出てくる議案にもかかわるので、余りここで聞くのもいかがかなと思っていたんですけど、整理の仕方としては、その最適化交付金を農業委員報酬の中で活動に応じて交付するものと、それから報償費として利用状況調査に振り分けるものと、2つに分かれてお支払いをするというような考え方でよろしいですか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 産業観光課、吉田です。そのように理解していただいて結構です。

反保委員長 奥野委員。

奥野委員 先ほどから防災テレメータの、いろいろ質疑もあったので、私の、この蛸池に関して、南池土地改良分をあの池が灌漑用水になっておりますので、私の知ってる限りの、少し木下部長の答弁が、ちょっと違ったところがあるので、私が言うのもおかしいですけれども、テレメータがもう既に蛸池についているというご答弁、先ほどされたと思うんですが、しましたよね、まだこれからつく段階だと思います。大阪府において、今年度においてつくというように、我々は聞いておりますので、その辺が少しちょっと違ったのじゃないかなと。私が言うのもちょっとおかしいですけれど。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 都市整備課の木下です。答弁に当たって、担当とも確認し、お答えさせていただいたんですけれども、正確な状況がわからなくて、言われるように、今年度ですかね、設置していただく。

それで、坂原委員の質問でお話させていただいたんですけれども、時期としては訂正させていただきます。すみません。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 毎年聞いている件です。市民農園農地借地料です。2万円上がっていますね。

これ以外に多分市民農園、運営していこうと思えば、いろいろな費用がかかっていると思うんです。

先ほど、歳入の方で、市民農園利用料として6,000円上がっています。これもほとんど変わっていませんよね、利用者が増えているわけではないという認識なんですけれども、今後、多分この費目を分けていくと、2万円だけかなと思うんですけど、その上のし尿くみ取りとか、あと、草刈りとかという部分で、職員の方も、それなりの労力は払われていると思うんです。一向に、募集しているけれども、利用が増えていないという、もうここ、3、4年目ですかね、3年目になるんですかね、なあって、なかなか利用が見込めないということであれば、毎年聞いてますけども、廃止も検討に入れた方がいいんじゃないかなと、職員さんの作業も増えていく一方ですから、その辺、また感覚的なことになるかもしれませんが、今後継続してされていくのかどうかというのをお聞きできればと思います。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 産業観光課の吉田です。深日地区の市民農園のことについて、お答えさせていただきます。深日地区の市民農園につきましては、現在、利用者は2軒

のまま変わっておりません。

この市民農園は、以前から必要性等も含み、見直しの検討をするように指摘を受けていることは承知のところでありますが、この市民農園の経過といたしましては、坊の山の代替地という側面的な要素も持ち合わせて開園したものでございますけども、実際に利用する者が非常に少ない状況にあります。

年1回の募集を進めていたところを、随時募集として、約3年が経過しようとしています。前年度には、利便性の向上の観点から、駐車スペースの確保などについて、地権者の方に、町の方で協議にお伺いしましたが、かないませんでした。

また、前年度は数件あった問い合わせも、今年度については問い合わせもなく、維持管理面で言いますと、産業観光課の職員4名で草刈りを実施いたしました。

このままの状況が続けても、借り手が出てくる可能性は低いと考えておりまして、地権者の方と縮小に向けた交渉を始めたところです。

今後の対応といたしましては、新年度早々にもう一度募集の回覧等を実施して、その結果を見た上で借用地の縮小ができればと考えてございます。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 私も農業に携わる1人として、草刈りはほんとに大変なんですよ。だから、職員さんの大変さというのがよくわかるので、この利用がもっともっと進んで、利用が進むと草刈りもしなくてよくなる、ですね、それがどうしても、3年やってこれだけ、見込めないのであれば、廃止するというのも1つ、検討に入れて、もうそういうふうにおっしゃられているので、ぜひその方向で考えられたらいいのかなと私は思います。

反保委員長 これで、農林水産業費の質疑を終わります。

続いて、商工費に入ります。

予算書118ページから123ページをごらんください。

質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 2点お聞きいたします。予算書121ページの節15工事請負費、FM和歌山サテライトスタジオ設置工事、10万円、その下の18の備品購入費、63万円上がっております。今回、これ新規の分とお聞きしておりますが、道の駅みさきの場所、どのあたりに、いつごろ、構想がなされるのか、そしてどれくらいの間隔というか、週どれくらいされるのか、その下の備品もどれくらいのものを用意されるのか、お聞きいたします。それが1点目と。

もう1つ、123ページの節19の深日港活性化イベント実行委員会補助金500万円に関連してですが、今回、ここに当初予算では載っていない、昨年、深日港、洲本港の、社会実験もいろいろとやっていただきましたが、今回、この当初予算には載っていないんですが、改めてまた補正か何かで載るのか、もうしないのか、その辺、まだこれからのお話かもしれませんが、わかる範囲でお願いいたします。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 産業観光課の吉田です。私の方からは、FM和歌山サテライトスタジオの設置に向けた機材購入と工事費の点につきまして、お答えさせていただきます。

道の駅みさきの場所としましては、Wi-Fi施設が必要でございますので、観光案内コーナー等を中心に実施してまいりたいと考えております。

道の駅みさきは、4月に開駅したんですけれども、和歌山の来訪者が多いということがわかってきまして、今まで和歌山方面にイベントのPRをする手段がございませんでしたが、開駅して間もないころに、FM和歌山さんからお話をいただきまして、岬町のPRをしてみたらどうかということで、町長にも出演してもらい、オープンしたての道の駅のPRを行わせていただいたのがきっかけでございます。そのときは機材をお借りして実施したわけなんですけれども、これからますます町のPRをしていくために必要ではないかということで、機材として、ポータブルラック、マイクスタンド、Wi-Fi受信機、ラックホルダー、IPコーディックといった放送設備を購入して、それをサテライトスタジオの機能を持たせるように工事をしたいと考えているものでございます。

反保委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 来年度の社会実験後のことでございますね。政策推進の方で、ただいま進めているところでございますけれども、交付金の申請を、ただいましているところでございまして、その結果が出るのが3月末と聞いております。その結果に基づいて対応していきたいというように考えているところでございます。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 産業観光課の吉田です。利用頻度のことも聞かれたかと思ひまして、回答するのを忘れまして、申しわけございません。道の駅で行われるイベントを中心に、本町で行われる主要なイベントのときに、事前告知をしてもらいたいと考えています。実施につきましては、FM和歌山の担当の方と相談しながら、可

能な限りの告知ができるように協議をしてまいりたいと考えておるところでございます。

反保委員長 奥野委員。

奥野委員 そのスタジオの場所、もう一度確認したいんですが、右側の国の施設の中という理解ですかね。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 産業観光課の吉田です。国の施設ではなくて、町の地域振興施設の中に観光案内のコーナースペースがございます。そちらの方で考えております。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 121ページの節13委託料の観光案内マップ機能追加業務委託料、23万8,000円があがっています。これ、具体的に観光マップ機能追加、何か変更、どのような変更があるのかなというのをお聞きしたいと思います。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 ただいまの観光案内マップ機能追加業務委託料についてのことですが、現在、私どもでGPS機能を利用した岬マップというのを作成しております、町中に来ていただいた方に、QRコードを読んでいただくことで、岬町のマップが出たスマホを持ちながら、周遊できるマップでございます。

これについて、もう少し活用されるよう、スタンプラリーの機能を追加するものでございまして、スマホを片手に持ちながら、スタンプラリーをしていただいて、達成した方に商品をお渡しするという取り組みを進めるものでございます。それで回遊性とマップの利用頻度を高めたいと考えているものでございます。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 わかりました。ここでスタンプラリーが出てくるわけですね。

これは、観光協会に委託するんですかね。委託というか、その業務。例えば広報をやってもらったりとか、その辺の業務というのは、観光協会に委託するということです。

あと、その広報についても、どういようにされるのかなというのも聞きたいです。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 チラシをつくりまして、観光案内所の「さんぽるた」や、道の駅みさきに設置をしたいと考えておりますし、町のホームページ、観光協会のホームページでも、PRをしていき連携していきたいと考えております。



運営のほうにつきましては、観光協会とお話をして、観光協会引き受けていただけるように考えております。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 このマップ機能追加業務という、その委託は町が直接、その業者をお願いすると。そのマップができたものを、広報とか、運営していくのを観光協会に委託するということがよろしいですか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 機能追加の委託先は事業者のほうでございます。

このスタンプラリーを実施する受付や商品の交換等につきましてはの業務については、観光協会とお話を進めて、協力いただけるように考えているところでございます。

反保委員長 ほかはございませんか。中原委員。

中原委員 予算書の121ページ、一番上の地域就労支援コーディネーター等業務委託料にかかわってお尋ねをいたします。

先ほど、歳入のところでお聞きしていた、増額理由はまだお聞きしていないんですが、それとは無関係なのかもしれませんので、お尋ねをいたします。

以前、この事業は就労相談を受ける事業として、町が委託をしているわけですが、そのことを、住民さんからの訴えがあつて、事業の実態についてお尋ねをしたことがありました。

そのときに、必要な改善でできることがあればやっていくというようなこともお聞きしていたところでもありますけれども、何か、これまでの時点で既に改善されたことですか、来年度の事業の中で、設備において何か改善しようと思っておられることなんかがあれば、参考までにお聞きをしておきたいと思ひます。

それから、就労相談の事業実績についても、この機会にお尋ねしたいと思ひます。

それから、同じく121ページ目2観光費の、節13委託料の中で、上から4行目にある観光公衆便所清掃委託料について、お聞きをいたします。これはどこの公衆便所を指しているのか、お聞かせください。

それから、この節13の委託料の中に、従前、含まれていた特産品開発業務委託料というのが、来年度予算にはお見受けできませんので、この事業はどうなったのかなということを、参考までにお聞きしたいと思ひます。

それからもう1点、節15工事請負費なんですが、この工事請負費の項目の中

に、過去に海釣り公園の整備工事が一定の予算規模で計上されておりまして、決算にも記載されてきたといういきさつがあるんですが、来年度においては、海釣り公園の整備工事は予定していないというように考えていいのかどうか、お尋ねしたいと思います。

お願いいたします。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 まず初めに、歳入のほうでご質問いただきました内容について、お答えさせていただきたいと思います。

歳入が10万程度アップして、72万3,000円となっている部分につきましての、算定根拠でございますけれども、基本割、財政割、件数割、その他創意工夫というような区分で積み上げ計算されているものでございます。

基本割というのが、相談窓口の開設に伴うものと聞いてございます。財政割というのは、基準財政規模によるものでございます。件数割が、相談実績に応じたものとなっております。そのほか、創意工夫として、窓口の充実や、潜在ニーズの掘り起こしなどの活動を行ったら、ポイント換算されて、それが積上計算され、72万3,000円ということでございます。

事業のほうですが、事業のほうにつきましては、相談業務と、パソコン講座、ホームヘルパーの講座を実施いただいております。ただし、この事業の中で、ホームヘルパー制度が変わってきたり、パソコン講座の参加者が減少傾向にあったりということで、講座の見直し等の話もされておりまして、就労の目的に沿った、ニーズの高いものに切りかえが必要と考えているところと、前年度の調査で、パソコン、インターネット環境が不具合を起こしているようございましたので、当初予算、節18の備品購入費で、パソコンの購入1台を考えており、インターネットの環境を整えて、施設の充実を図りたいと考えてございます。

特産品の部分についてのお問い合わせですけれども、これにつきましては、今回、補正予算で報告させていただいた繰越明許費の中の一部として、道の駅みさきの事業が全て終了したところで、効果測定の事業と並行して実施してまいりたいと考えているものでございます。

海釣り公園の整備につきましては、本年度3月末の期間をもって、修繕計画の策定をしております。その修繕計画の結果を踏まえまして、年度ごとに緊急性の高いものを判断いたしまして、30年度は補正予算をお願いしたいと考えているものでございます。

観光の委託料の公衆トイレ清掃委託料といたしましては、今年度、観光用の公衆トイレとして、船守神社と小島の漁港内にトイレの新設工事を急ピッチで進めているところをございまして、これの清掃委託料ということをございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 最後にお答えいただいた観光公衆便所なんですけれども、ごめんなさい、私勘違いしたのか。聞き違いかもわからないので。さきにお聞きしていた漁港内のものとは別という認識でよろしいんですね。わかりました。

そうなる、前の漁港内のは、もっと奥にあるやつですか。位置関係がよくわからないので、もう一回、またそれは説明していただければなと思います。

地域就労支援コーディネーター等業務委託料については、いろいろご説明をいただいて、来年度に向けての見直しの方向性についても、少し説明をいただいたところであります。

機械器具費として、インターネット環境の整備の努力もはらわれたということでありましたので、それは結構かと思いますが、お答えいただいた算定根拠というか、算定単価のことが、今、4種類の事柄について、予算計上されているんだということは、来年度については、そういう計算の仕方は変わったということなのかなと思うんですけれども。

そうなる、今年度までは、この4種類が基礎になっていたわけではなかったのか、それとも4種類の基礎は変わらないんだけど、来年度について、増えた要素として、この4種類の中で、何らかの変化があったということなのか。例えば、相談件数の実績が上がっているということが評価されて、単価が上がったとか、創意工夫の部分で、何か新たな事業を考えているということから増額になったのかとか、そういうことが私、聞きたいことなんですよ。

もし、そういうことで何かご説明をいただける、もう少し詳細にご説明いただけることがあれば、お示しをいただきたいと思います。

それから、就労相談の相談件数についても、現時点まで、わかるところまで結構ですので、お尋ねしておきたいと思います。就労相談の実績は、後で紙でいただいたら結構です。ちょっと年次的な経過も見たいので、後で紙で提出いただきたい。資料請求として言っておきたいと思います。

それから、海釣り公園の整備工事のことについて、ご説明をいただきました。

今、まだ修繕計画の全容が明らかになっていないということでありましたが、それは担当課のところへ到着したら、私ども議会にもご報告をいただけたらと考え

ていいのか。ボリュームが一定のものになるのかなと思うんですけども。業者に発注をして、修繕計画の策定を依頼しているわけですので、その結果が出たら、議会にもご報告をいただきたいと思いますし、その資料はできるだけ早く私も手に入れて、見せていただきたいなと思っているので、その提出についてお聞きしておきたいと思います。

それから、もう1点、特産品の開発業務なんですけど、先ほどの第9次の29年度一般会計補正予算のところにも関連するということがあったんだと、改めて認識したんですけども。

特産品の開発については、順調に進んでいるのか、何か内容について、岬町の特産品として何か形になるものができそうなのかなとか、ちょっと興味があるんですけども、そのあたりについてお聞かせいただけることがあれば、お聞きしたいなと思うんです。

これは、既に複数年にまたがって、継続して行われている事業だったかなと思いますので、何らかの成果のようなものがあれば、お聞きしておきたいと思います。お願いします。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 まず、算定の根拠的なものは、特に前年度と変わっているところはないかと思われま。要は、件数や相談時間による額が増えたものと考えてございますが、前年度の資料がございませんので、先ほどの資料と同じように、提出させていただけたらと思います。

とっとパークの繕計画結果につきましては、適当な時期にご報告させていただきたいと考えております。

特産品でございますけれども、現在は仕様書を作成しております、地域の特産品がどういったものがあるのか。シイタケなり何なりというようなものの調査をして、その地域の特産品を使った食材のメニューや、何かしらといったものを、道の駅みさきで販売できたらなと考えているところでございます。

和歌山大学にも、話には行っておりますが、年度が明けてから協力について返事をいただけることになってございます。

トイレですけども、深日港と小島のふれあい漁港のトイレは、小島漁港内の組合事務所裏手に設置されている、大阪府が設置したトイレでございます。

今回、こちらの観光公衆トイレの清掃委託料であげておりますのが、今年度、新設させていただいておりますバス停のほうのトイレになっております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 地域就労支援コーディネーター業務等委託料にかかわっては、算定単価の変更の根拠についても、先ほどお話あったとおり、相談件数の実績とあわせてご報告いただくということで結構です。

相談件数については、書面でいただきたいと思いますが、算定根拠については、私は別に、口頭でも構いませんので、また何らかの形でご報告をいただきたいと思いますが、最終日が27日なので、余り遅くならないように、相談件数等については、資料お示しをいただきたいと思います。お願いしておきます。

それから、ちょっとよくわからないのが、特産品の開発業務委託料なんですけれども、これは来年度予算には計上していないということなのですよ。それで、和歌山大学にも話しには行って、また年度が変わるのでとかいう話があったり、先ほど、第9次の、平成で申し上げますと29年度補正予算の中のものとも、どうやらかかわりがある。それは、繰越明許費として説明いただいていたものから、この繰越明許からいくと、来年度予算として、580万円の金額を設けられていて、その中にこの特産品の調査も含まれるというように考えていいのか、何か頭がぐちゃぐちゃになってきておりまして、ちょっと整理するのにわかりやすい説明が、もしいただけるようであれば、お聞きしたいなと思います。

それからもう一つ、お願いなんですけど、海釣り公園の整備工事にかかわって、修繕計画の議会への報告がいただけるようでありますけれども、もらわないとわからないですけれども、専門的なものなのかなとかいう想像をしておりまして、お勉強に結構な時間がかかるんじゃないのかなと思っているんですよ。だから、議会のときなんかにお示しをいただくということになるのかなと思って、想像しているんですけれども。

とにかく十分な検討をする時間をいただけるような時期に、ご配付いただけると、私はとてもうれしいなと思っております。これはもうお願いするしかないのです。

適当な時期というのは、そちら側にとって適当な時期じゃなくて、こちら側にとって適当な時期ということも、ぜひご検討をいただいて、資料提供をいただきたいなと。これは要望しておきたいと思います。

1点だけお聞きをできれば結構です。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 ちょっと説明が悪くて申しわけございません。

特産品事業につきましては、道の駅みさきの整備事業が、そもそも国の交付金をいただいて実施しているものですが、事業活用調査においても、特産品においても、その中のメニューで実施しなければならないものでございまして、その中で、広場整備事業自体が今年度いっぱいかかるということで、本来は、今年度早期に広場事業が終わっておれば、そこから事業活用調査と特産品の事業を進めていく予定だったんですけれども、地元との交渉や、湧水対策等の工事期間が延長になったことで、今年度いっぱいまでその事業がかかることになってしまいました。

事業活用調査というのは、住民にアンケートをしたり、道の駅ができたことによる効果を測定するものでございますので、事業完了後でないといけないものでございますので、あわせて次年度に繰り越すこととなったものでございます。

繰越予算でございますので、当初予算には乗っていないということになります。

そういった経過から、和歌山大学とは、大学側で組織体制が変わることもあり、はっきりとした返事は、年度明けてからということの話を聞いておるところでございます。

反保委員長 よろしいですか。

和田委員。

和田委員 121ページの19の負担金のところで、商工会の運営補助金ですが、一応、毎年252万円となっているんですけれども。この252万円について、商工会と話し合いして、何をしてくれているのかなと思うんですけれども。私から見たら、もう少し上げてほしいなと思うんです。

一応、他の町村というんですか、熊取、忠岡。町村ではどのぐらい補助しているのか、それ一遍聞きたいのと、今最初言いました、252万円については、商工会はこれだけの要望というんですか、してないのか。話し合いをゆっくり聞いて、これに決めているのか、その点よろしく頼みます。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 商工会の補助金につきまして、お答えさせていただきます。

商工会の補助金は、商工会運営補助金と、別途、事業補助金という形でもお出しさせていただいております、252万円のほかにも、事業補助金をお出ししているところでございます。

内容につきましては、いろいろなイベント等への協力をしてもらおうような状況

にございまして、事務局とお話などもしながら、補助金申請等をいただいているところでございます。

他市町村の状況につきましては、調べてみる必要がございますので、少しお時間をいただいて、報告させていただきたいと考えております。

反保委員長 和田委員。

和田委員 補助金252万円と、事業費60万円と言ってますが、私が聞きたいのは、商工会の運営補助金です。それで、事業は、事業ごとにもらえるという事で商工会からもう少しとか、そういう話はないですか。

反保委員長 田代町長。

田代町長 今のところ、そういった話は、商工会のほうからご要望等については聞いておりません。

先ほど、担当課長のほうからご説明したとおり、事業保障、いろんなイベント等については、大体、ほぼ要望どおり、要求どおりに予算化をさせていただいております。

ただ、運営、補助金というのは、商工会そのものが会員の増強の、また会費、そういったものをしっかりと、会員数を増やすとかやって、その中でどうしても足りない中で、補助していくというのが、補助金のあり方でありますので、今のところは、商工会さんとしては、青年部の方、特に活発的な、いろんな婚活事業とか、そういったことをやっていただいております。

ですから、そういったイベントを通じての補助金を増やしていくということのほうが、町の活性化、また商工会の活性化にもつながってきているのかなという感じは、報告書では見られます。

商工会のものの運営の中身を見てもみますと、府の補助等々、町の補助、会費の収入と言う形で見ると、今のところ問題ないのか、要求はございません。

反保委員長 和田委員。

和田委員 運営資金については、会員は、私も一応、会費は払ってやっています。できれば、もう少し安くなったらと思ったら、これは私の考えですけれども。できれば、他市町と言いましたけれども、これと比べたら少ないんじゃないのかなと思いますので。やはり商工会の運営として、お金が少しでもあれば、よくなっていくと思うので、また、商工会から何か話があったときには、すみませんけれども、よろしくお願ひしたいということと、今、話ですけれども、事業費については、事業するんだったら、できるだけしてくれるような話、協力してくれるような話で

ございますので。

それで結構です。

反保委員長 田代町長。

田代町長 委員のほうから、商工会の運営補助ということの、増額という話がありますけれども、まあいえば、本体そのものがしっかりと汗をかいて、町の出先として、しっかりと町の商工業務、産業の活性化、そういったことに汗をかいていただければ、町としても精いっぱい努力をして、補助金等もつけていきたいと、このようには思っております。

しかしながら、今のところは、イベントを主体として頑張ってもらっていますので、そういったところに事業補助をどんどんつけていくほうが、商工会としては、運営がうまくなりたっていくのかな。

それと、また地域の企業さん、いわば地場産業の活性化につながっているように私は感じます。ただ、委員おっしゃるように、よそと比べてというのを、どこに視点を置かれているのかわかりませんが、以前から比べると、少しずつ上がってきているんですけども、最近では252万というのが、数字的には上がってきてますけれども、事業補助とか、いろんなのを入れると、かなりの数字が上がっているんじゃないかなというふうに、私は感じるんですけども。

ここに載っている以外のことも、まだほかの業務としてやっているようなところがあるんじゃないかなと思いますので。特に、いろんな状況がまた変わってきたときには、検討させていただきたいなど、このように思っています。

反保委員長 和田委員。

和田委員 結構です。とりあえず、商工会としても、もう少し頑張ってもらって、また企画か何かあるようになったら、またよろしくお願いします。

結構です。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 123ページなんですけど、目2観光費の中の19負担金、補助及び交付金の中の瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会負担金ってあるんですけども、私も観光を推進している立場ですごく興味あるんです。これはどんなことをその協議会で話されてて、何か大きなプロジェクトがあったりするのかな。そして、職員さんが出向いて、そこに参加されているのかな、岬町として、お聞きできればと思います。

反保委員長 吉田課長。



吉田産業観光課長 瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会のことについて、お答えさせていただきます。

毎年、担当者会議に出席しておりまして、港湾関係の協議会になるんですが、みなとオアシスみさきの登録を、60周年のときにいただいたのも、この部署になります。

担当会議の中では、全体的な報告と、分科会に分かれて会議が開かれます。岬町は、環境分科会というところに所属しておりまして、瀬戸内海のリフレッシュ行動ということで、海の清掃業務とか、そういうところの分野に所属しておりまして、毎年、こういうことをやっていって、海辺をきれいにしていきたいと思います。というような取り組みを、担当としてはやっているところでございます。

反保委員長 田代町長。

田代町長 これは、私が主に会議等に出ておりますので、私のほうから少し補足したい。

実は、瀬戸内にはかなりの港がございまして、その港が各自治体とも衰退の状況にあるということから、大阪湾も、また瀬戸内も含めて、そんな中で港を通じでお互いの町の活性化を図っていこうと。そして、そういう交流を図りながら、各イベント等については、協力をしていこうという取り組みの協議会でございます。

今、担当のほうは、担当なりの会議に出ておりますけれども、私のほうは、もちろん副町長、特に松田副町長、前種村副町長等は、私にかわって参加、また一緒に参加する場合がありますけれども、いろんな、各自治体の港を視察したり、そしてその港のいろんな整備等の考え方、また地域の活性化策、そういったものを勉強しながらやっていく。

うちの場合は、深日と洲本港の航路復活を目指しておるということから、いろんなイベント等については、補助金をいただいております。

そういった中で、海を通じて、今後しっかりと、お互いに活性化を図っていこうというのが狙いでありまして。

反保委員長 それでは、これで商工費の質疑を終わります。

暫時休憩したいと思います。いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、再開時間、午後1時にお願いします。

(午後0時00分 休憩)

(午後1時00分 再開)

反保委員長 それでは、午前中に引き続きまして、昼からの再開をいたします。

その前に、小川委員が体調不良のために退席をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、続いて土木費に入ります。予算書122ページから137ページをごらんください。ただし、132ページから135ページの4項都市計画費のうち目3コミュニティバス運行費は、他の委員会の所管ですので、除きます。

それでは、補足説明をお願いします。

是澤課長代理。

是澤土木下水道課長代理 補足資料の30年度の主な工事予定について、ご説明させていただきます。

予算書の127ページの2道路橋りょう費、2道路維持費、工事請負費としまして計上しております、町道多奈川歴史街道線道路整備工事について、説明させていただきます。

委員会資料の7ページの工事一覧と、8ページの工事個所図をあわせてごらんください。

場所は、多奈川中地区の府道岬加太港線から産土神社への新たに整備する道路で、実線で太く書かれている箇所でございます。

内容といたしましては、府道岬加太港線から産土神社への町道産土線は、道路幅員も狭く、車の対向すらままならない状況にあり、住民及び神社への参拝者の安全の確保などの必要性から、多奈川自治区長会からの要望もあり、整備するものです。

また、現道周辺には、住宅等が立ち並んでいるため、拡幅が困難なことから、別ルート、バイパス道路の整備をするものです。

道路延長は約270メートル、幅員は5メートルとなっております。事業の進捗ですが、平成29年度は用地買収が完了しました。平成30年度は工事の実施、工事内容としまして、道路路体の盛土、法面工、舗装工、排水工などをする予定です。

続きまして、予算書の127ページの2道路橋りょう費、2道路維持費、工事請負費としまして計上しております西畑線道路改良工事について、説明させていただきます。

委員会資料の7ページの工事一覧と、委員会資料9ページの工事個所図をあわせてごらんください。

場所は、多奈川西畑の町道西畑線で、実線で太く書かれている箇所でございます。

内容としましては、池谷集落内は道路に家屋が張りついた状態で、道路幅員も狭く、緊急車両の通行が難しい状況であるので、バイパス道路として平成30年度から32年度の3カ年で整備を予定しています。道路延長は約360メートル、幅員は車道片側1車線、3.5メートルの両側全幅で7メートルとなっています。

事業の進捗ですが、平成29年度は用地境界確定を実施しました。平成30年度には、用地買収と工事の実施を予定しております。工事内容としましては、山の木の伐採、山の法面の切土や道路部の土工、工事仮置き場の整備などをする予定でございます。

反保委員長 多賀井理事。

多賀井都市整備部理事 続きまして、予算書の127ページの道路橋りょう費、道路維持費、工事請負費としまして計上しております町道海岸連絡線整備工事について進捗状況を含め、説明させていただきます。

委員会資料の7ページの工事一覧と10ページの工事箇所図をあわせてご覧ください。

また、本日、埋蔵文化財発掘調査の状況写真を配付させていただいております。工事箇所図の実線の太線部分が町道海岸連絡線の道路工事予定箇所になります。事業概要は道路延長約780メートルで、車道は片側1車線3.5メートルの両側で全幅7メートルであり、歩道は2.5メートルの幅員です。

事業の進捗状況ですが、まず事業用地の用地取得につきましては、平成28年度におきまして、44件、66筆のうち、42件、60筆の用地買収が完了しております。平成29年度に残る2件、6筆につきましては、用地交渉を進めました。1件、3筆の土地は平成29年10月末に土地売買契約を締結し、完了いたしました。もう1件、3筆は南海電鉄所有の土地です。現在、用地買収手続の途中であり、平成29年度中に売買契約が完了できるよう進めています。

次に、工事につきましては、平成29年度は町道畑山線から南海本線の間で大阪府教育委員会指導のもと、岬町教育委員会の管理で埋蔵文化財の発掘調査工事を行っております。遺跡の全容を把握するための調査を進めており、現時点において把握している成果について報告させていただきます。

埋蔵文化財発掘工事写真をご覧ください。

本発掘調査において出土した土器類は、最古のものは縄文時代の土器でありま

す。その他、弥生時代、古墳時代、奈良時代、中世、江戸時代の土器が出土しています。また、土器の種類は、生活用土器や塩づくりの土器が出土していますが、特徴的なのは埴輪が出土しています。

今年度の調査結果では、現地の遺跡保存に値するものがない旨を大阪府から報告を受けております。平成30年度には、今年度現地調査を行った資料を整理する予定としております。

次に、道路整備工事につきましては、平成29年度に旧国道26号と南海本線の間、約240メートルの工事を行っております。また、南海本線をまたぐ橋りょう部分の工事を進めるために岬町より南海電鉄に委託した立体交差工事に伴う南海電鉄の電気設備の支障移転工事も進めております。

平成30年度は町道畑山線から旧国道26号の間で、全ての工事を計画しており、平成30年度完成を目指して工事を進めていく予定としております。

主な道路工事の補足説明は以上です。

反保委員長 どうも補足説明ありがとうございました。それでは、土木費について質疑ございますか。

坂原委員。

坂原委員 今説明してもらったんですけど、大体のところはわかりました。それで、今の説明を受けた上で確認なんですけど、町道西畑線の道路改良工事ですが、これは去年も用地買収として予算が上がっていました。今年また用地買収として上がっています。他方で実際工事費としても予算が上がっているのですが、土地の買収をしながら先に買収をしたときから工事を進めていく。まだ買収ができていないところは買収していくという考え方でいいのでしょうか。確認をお願いします。

反保委員長 是澤課長代理。

是澤土木下水道課長代理 平成29年度に用地測量業務として用地測量と境界確定、登記申請を計画していましたが、一部用地境界の確定がおくれたため、年度内の分筆業務、用地買収が終わらなかったもので、翌年度に繰越するものです。

用地買収については、今年の6月に住民説明を開きまして、そこで一括契約を予定しております。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 補足説明をさせていただきますと、基本的に用地は全部取得させていただいた後、工事に着手する予定としております。先ほど課長代理から回答させていただきましたように、今年度で買収を終える予定で進めていたんですけども、

境界の関係で、法務局の公図と現地で立ち合いした状況が合わなくて、いろいろ調整して、その辺は解決はしたんですけど、そういう状況なので繰り越して境界確定をさせていただいて、来年の工事は9月に発注する予定であります。それまでに買収を今年終えてしまう予定で今、進めているという状況でございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 その件はわかりました。ほかに何点か確認したいことがありますので、引き続きお願いします。

同じく127ページの13委託料のところ、放置自動車撤去解体委託料として予算が計上されています。これは去年も同額が上がっていたのかなと思うんですけど、去年は何か実績があったのかどうか。そして撤去解体という内容はどういうものかというのを説明をお願いします。

反保委員長 是澤課長代理。

是澤土木下水道課長代理 放置自動車の解体委託料のことですが、28年度の実績はありませんでした。29年度現在で見込みはゼロになっています。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 解体撤去の内容についてはどうですか。

反保委員長 是澤課長代理。

是澤土木下水道課長代理 放置自動車を業者に頼んで撤去していただいて、そこで処分してもらようになります。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 基本的に町道に放置された自動車がある場合に、それを基本的には張り紙をしたりして、所有者に注意喚起するのですが、ずっと放置されると通行上も支障が出てくるので、強制的に撤去する作業に入るわけです。その撤去して処分が出てくるので、予算計上させていただいて、これまで過去で言いますと、平成27年に1台処分したことがあります。それ以降、まだないんですが、発生すると対応しないといけないということがあるので、1台分を予算計上させていただいているという状況でございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 あともう二、三点あるんですけど、129ページの目3の橋りょう維持費、13委託料として橋りょう整備工事設計業務委託料として上がっていますが、これは設計の分ですか。設計の分だけで何か所あるんでしょうか。その辺のところを聞きたいと思います。

それと、同じページの下の部分です。河川水路維持費の節13の委託料で、これも設計業務委託料として上がっています。これが去年よりも額が大きくなるように思うのですが。その金額が上がっている理由は何かの2件をお願いします。

反保委員長 是澤課長代理。

是澤土木下水道課長代理 橋りょう維持費の委託料、橋りょう点検委託料としまして1,100万円計上していることについてご説明させていただきます。

町道西畑線にある城ヶ谷橋補修設計業務で、業務費として1,100万円計上しています。橋長が34メートルありまして、幅員が4.4メートルです。これは平成25年度の橋梁長寿命化修繕計画に基づき、優先順位をつけまして、その優先順位に伴って今回、城ヶ谷橋補修設計業務を計上させていただいています。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 設計業務委託料の477万円の内訳でございます。普通河川の東谷川の護岸の補修工事の設計業務と多奈川の古港の雨水ポンプ場の設計業務となっております。多奈川の古港の排水ポンプ場の設計につきましては、毎年豪雨がありますと、浸水のおそれがあるため、消防団にも協力いただいて、可搬式のポンプはあるんですけれども、それを移動して毎回設置して、撤去するという作業になってくるので、住民の安全を守る上においても、ポンプ設置の設計業務を30年度に実施させていただいて、早急に施設を完成したいというところで計上させていただいているものでございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 橋の橋りょう整備工事の設計だけでこんなにかかるのか。ここには一切工事費は入っていないですね。これはかけかえするということか。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 かなり橋長も34メートルと幅員、橋の幅ですけれども、4.4メートル、現道の道路があるんですが、半分が山の地道になっているところで、橋を幅員側に張り出してつくっている橋りょうなんです。かなり延長規模等が大きいものですから、調査なり行って設計を行うのに、それぐらいの費用がかかるというところでございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 わかりました。さらにもう1つだけ。136ページになるのですが、目2空家等対策費で上がっている予算の内容を説明をお願いします。

反保委員長 寺田課長。

寺田企画地方創生課長 空き家等対策計画策定支援業務委託料でよろしいでしょうか。全体ですか。今回条例でも協議会の設置について説明させていただくのですが、岬町では、空き家がかなり増えているという現状がございまして、昨年度実態調査を行いました。それで、危険空き家とか、あるいは少し危ないような空き家等をいろいろ抽出しまして、その対策を講じていくために、空き家対策計画を策定する予定でございまして。

市町村の空き家対策に関しましては、計画では全体像を示すもので、その基本的な考え方を示す必要があります。計画の中で、国の特別措置法に基づきまして、どこの空き家について重点的に対策を講じるとか、措置法の規定のもと、計画の中で定める事項が決められておりまして、計画を策定し、31年度から計画に基づいて実行していくというところになります。

現在、岬町では、企画地方創生課が総合的な役割を果たしまして、各関係部署にまたがっておりますので、それぞれ役割を明確化していくというところを計画でも位置づけていくというところになります。

例えば、空き家の活用につきましては、企画地方創生課で実施しまして、空き家バンクとか危険家屋の対応とか、そういうものにつきましては建築課、空き家空き地の管理は住民生活課、あと防犯につきましては、危機管理課というような取り決めを計画の中で定めていきたいと考えております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 その委託料として200万円が上がっていますけれども、空家等対策計画策定支援業務委託料とあるんですが、これは専門の業者があるのでしょうか。

反保委員長 寺田課長。

寺田企画地方創生課長 一応、職員が計画を策定するのが基本となっておりますが、ただ、そういう大枠をコンサル会社さんと一緒につくっていくという意味であります。その計画をつくるに当たって、協議会でいろいろ議論していただくという形になります。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 その対策協議会というのは以前からあったのでしょうか。その構成メンバーはどのような人かとか。その辺を教えてください。

反保委員長 寺田課長。

寺田企画地方創生課長 協議会につきましては、この後、協議会の設置条例が出てくるのですが、平成30年4月1日から新たに設置するものであります。それと構成委

員ですが、こちらにつきましても、協議会の委員につきましても、専門的な学識経験者とか、構成委員に含まれておりますので、10人ぐらいの構成員で会議を開催する予定としております。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 先ほどの質問の延長でお聞きしたんですが、空家等対策計画策定支援業務委託料、この業務を委託するのにコンサル会社に振るということをおっしゃっていました。内容的には、どの部署でどういう活用をしていくかとか、どういう業務をしていくかという取りまとめをするというのを企画されるということですが、その業務をそもそも設計していくということであれば、コンサルに振っても内情がよくわからないのと違うかなと思ったりするんですよね。その業務的にも。それで言うと、内部ですべきことなのかと思うのですが、そのあたりどこの部分をコンサルに業務を振るのか。内部をどこまでするのか。コンサルに何を振るのかというのをもうちょっと詳しくお聞かせいただければと思います。

反保委員長 寺田課長。

寺田企画地方創生課長 まず、役所の中でかかわりがある部署につきましても、計画策定に当たりまして、協議会に参画いただきます。ただ、大枠の中で実態調査の結果を分析してもらおうとか、そういうものを計画の中に反映していかないといけませんので、そのあたりにつきましても専門的なところになりますので、コンサル会社さんのほうに業務をお渡しするという形で進めていきたいと考えております。

反保委員長 その他、ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 1点確認させてください。予算書133ページの節18備品購入費の中の大型遊具購入費3,000万円、これはいきいきパーク内の実りの森という高台、遊具を3,000万円という高額な遊具になっているんですが、どういうものか口頭でなかなか言いにくいかもしれませんが、言える範囲で言っただけないでしょうか。

反保委員長 寺田課長。

寺田企画地方創生課長 いきいきパークみさきには、現在、子どもの遊び場がなく、遊び場の整備を求める意見等が結構、我々のほうでアンケート調査とか、タウンミーティングの中でそういう意見が出ておりますので、今回、にぎわいの創出とか、子育て支援を進めるために、実りの森に大型遊具を設置する方向で検討しております。



どういうものかというところなんですけど、我々もなかなか子どもの視点から、どういう遊具を求めているのかというのがわかりにくいところがあるんですけど、パンフレットとか、カタログ等で滑り台とか、鉄棒とか、複合的になっている遊具です。個別にブランコを設置したり、そういうイメージじゃなくて一体的につながっているような大型な遊具を想定しています。

反保委員長 奥野委員。

奥野委員 あそこはかなり盛り土になっていると思うんですけど、その上が平たくなっているんですよね。そこに設置されるんだと思うんですが、参考になる写真があれば後日で結構ですので、出していただきたいと思います。

反保委員長 西部長。

西総務部長 物自身につきましては、先ほど課長が言いましたように、いろいろな視点があるかと思しますので、プロポーザル的な提案をいただこうかと考えております。具体的なイメージといいますと、この身近にあるものとしては、例えば、せんなん里海公園の潮騒ビバレーからちょっと阪南市側に大きな広場がありまして、そこに大型の遊具が置かれております。ああいうふうな複合遊具、大形的な遊具でシンボルになるようなものを設置できればと考えております。今のところ具体的にどんなんかと言われると、そういうイメージをしていただければと思います。

反保委員長 奥野委員。

奥野委員 また決まった時点で結構ですので、案内いただきたいと思います。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 関連で、先日部長からも多分クラウドファンディングの話が出たと思うのです。この遊具に関して。その事業でどこまで事業費用を出すのかというところと、クラウドファンディングで何を求めるのかというのをもう少し明確に教えてもらいたい。

例えば、事業は複合の遊具まで事業費として含んでいるけれども、それに加えてクラウドファンディングで例えば、もう何点かの遊具の費用としてクラウドファンディングを活用するということなのか。その辺の整合性、何をどこまで事業でして、クラウドファンディングは何を求めるのかというのを聞かせてもらえたらと思います。

反保委員長 寺田課長。

寺田企画地方創生課長 大型遊具の備品の予算につきましては、3,000万円を計上しております。クラウドファンディングにおきまして、目標額を3,000万円に

決めまして、ただ目標に達しなくても予算措置がありますので、それで実行するという形を想定しています。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今、大型遊具のことが議論されていますけれど、目標額3,000万円ということでありまして、そうしますとクラウドファンディングというのをを使って、大型遊具の購入費そのものに充てたいということなんですね、今の話だと。私は、本会議で、この質問が他の議員から出ていたときに、てっきり設置は設置で別で、維持管理のためのいわゆる寄附としてクラウドファンディングを導入するという意味に受け取っていたんですけど、そうではなくて、購入費としてこのクラウドファンディングを用いるという理解でよろしいのでしょうか。もう一度、きちっと確認しておきたいと思います。

反保委員長 寺田課長。

寺田企画地方創生課長 もしクラウドファンディングを実施しなかったらというところになるんですけど、多目的公園の管理基金から財源に充てる予定で予算計上しておりますので、当然管理基金というのは維持管理費に必要な経費、今後かかる経費を管理基金で積み立てているというところになりますので、最終的には、その部分がクラウドファンディングで設置ができれば、その部分を使わずに済むというところになります。

反保委員長 中原委員。

中原委員 ということは、クラウドファンディングでご寄附いただいた分は取り崩した基金の中にまたはめていくというか、返していくというか、そういう扱いなんですか。購入と維持管理というのは別のものとして考えていたんですけど、今の話だったら一体的な感じに思ったほうがいいのか。財源の振り分け方というか、そのあたりについて教えてもらいたいんですけど、管理基金から取り崩すということで、管理基金から取り崩して大型遊具を購入・設置をします。で、クラウドファンディングで寄附いただいたものを、一定のものが集まれば管理基金を使わなくて済むからというような話だったので、ただ管理基金というのは、多目的公園全体の管理基金かなと思っていて、そうなると、そのクラウドファンディングの目的から外れるということにもなってくるのかなと思いますので、そのあたりの整理はどのように理解したらいいのか、お聞きしたいと思います。

反保委員長 寺田課長。

寺田企画地方創生課長 クラウドファンディングで集めたご寄附に対しては、大型遊具を

設置する目的、多目的公園内の整備ということで、大型遊具を設置するというところで集める予定にしておりますので、目的からは外れてないとは考えておるんですけど、ただ一定クラウドファンディングで集めた寄附金につきましては、多目的公園管理基金に積み立てをするというところでございます。

反保委員長 西部長。

西総務部長 答弁私のほうもさせていただいていましたので、ちょっと私のほうからさせていただきたいと思うんですけども、まず多目的公園の整備とか維持管理については、今現在管理基金のほうから取り崩して財源として充てさせていただいております。クラウドファンディングをしない場合に大型遊具を設置するとなれば、管理基金を取り崩して財源として充てることになってまいります。今回クラウドファンディングということで、特定の事業をつくって広く寄附金を集めるという流れになります。中身としてはふるさと納税と同じでございまして、こういう遊具をつくるという名目でふるさと納税をいただくという形になりますので、いただいた寄附金につきましては全てゆめ・みらいの寄附金のほうへ積み足しさせていただきます。ただ、大型遊具を設置するという目的でいただいた分については、ゆめ・みらいの基金をこの3,000万の事業として充てさせていただくという形になりますので、ちゃんと使い分けさせていただいておりますので、その点をご理解いただければと思います。ただ、3,000万を目標にしておりますけれども、ほかの団体の事例からいくとなかなか、そう多く集まるということは難しいのかなと思っておりますので、やはり今の管理基金の少しでも充当少なくするための財源として考えておるところです。

反保委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員。

中原委員 本会議で西部長は大型遊具をつくるための寄附とおっしゃいましたか、維持管理のための寄附とおっしゃいましたか、どちらだったかなど。

反保委員長 西部長。

西総務部長 答弁の中ではですね、維持管理基金を使わせていただく、本来であれば維持管理基金を使うと、維持管理基金というのは、将来的に公園を維持管理していくための基金でありますので、将来的にできるだけお金を残していきたいという答弁をさせていただいたかと思えます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 わかりました。また本会議での言葉遣いを確認しておきます。

もうちょっとお聞きしたいことあるんですけど、この範囲で。

反保委員長 はい、中原委員。

中原委員 はい。予算書の127ページですけれど、道路維持費の節13委託料の中に、昨年度予算であったかと思いますが、（仮称）町道美崎苑連絡線が設けられておりました。これは整備工事設計業務委託料という名前で820万円、今年度予算として計上されていたんですが、今回はちょっとお見受けできませんので、その扱いはどのようになっているのかお聞きをしたいと思います。

それから、129ページの河川費の中で、初歩的な質問で恐縮なんですけれど、節7の賃金、排水施設管理人賃金とあるんですが、これについてご説明をいただければと思います。

それから、予算書135ページの款8土木費、項5の住宅費の中で、節7の賃金のところで、緑ヶ丘住宅清掃員賃金というのが設けられておまして、これは新規のものかどうかということと、もし新規のものということでありましたら、どういった理由で設けられているのか、どういった仕事の、仕事内容は清掃なんだろうなと思うんですけど、ちょっとご説明をいただきたいと思います。お願いします。

反保委員長 3点ですか。

中原委員 はい。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 まず1点目のですね、美崎苑連絡線の予算計上の件でございますが、本年度29年度で、設計を進める予定でございましたが、地権者の方に、協力をいただくことで、進めていたのですが、一部の所有者の方から、基本的には無償協力をいただいて道路整備をするということで進めさせていただいたんですけども、一部の所有者の方からなかなか協力を得にくい状況がありまして、町長もお話ししているように代替地の話とかその辺、用地について整理する必要が出てまいりまして、それが皆さん協力いただける状況になりましたら、予算計上等をさせていただきたいと考えているところでございます。

反保委員長 奥課長。

奥建築課長 私のほうからは、緑ヶ丘住宅清掃員賃金のことにつきましてご説明させていただきます。

まずこの賃金につきましては、今回新規で上げさせていただいております。内容としましては、平成29年12月に共同浴場を閉鎖したことから、雇用対策と

して共同浴場に從事していただいていた従業員さん2名になるんですけども、その方に住宅のほうの清掃をお願いしたいと思っています。ちなみにどういふことをお願いするかといいますと、まずコミュニティールームができましたので、コミュニティールームの管理・清掃、ごみ置き場の清掃、共同スペースとしましてはエントランスホール、あと階段、エレベーターホールの清掃、あと管理人室というのがコミュニティールームに併設していますので、その中の清掃と管理、あと周りの落ち葉の集積、日常の草引き、植木の散水などをお願いしたいなど考えております。

反保委員長 是澤代理。

是澤土木下水道課長代理 河川費の河川水路維持費、賃金として計上しています排水施設管理人賃金ですけども、内訳は谷川水門、ここは谷川漁業組合に委託してます。それと、新浜川ポンプ場、それと兵庫排水施設、北出排水施設、北出排水路排水施設、以上のそれぞれの雨水の排水施設に委託しています賃金であります。

反保委員長 中原委員。

中原委員 美崎苑連絡線のことですけれども、地権者に無償協力を前提に話を進めていたけれど、それでは困難だということになって、代替地など、今のところはあれですね、岬町としては、用地を買い取るという予定ではないということなんですね。代替地を提供することでその土地を道路に使わせてほしいという方向で話を進めているということなんですね、なるほど。

私、前も申し上げましたけれど、この場所にこの道路が必要なのかということにはずっと疑問を持っているんですよ。今回先送りになったということのようですので、これをつくるつもりは変わっていないということによろしいんですかね。ちょっとほかにも質問があって、ちょっと待ってください。

それから、排水施設管理人賃金ということですが、これは主には漁業組合に委託をしているということになるのでしょうか。近隣の漁業組合に委託しているということになるのか。

それから、管理というのがどういった中身で、どんな程度の頻度でお仕事をいただいているのかお尋ねしておきたいと思います。

それから、緑ヶ丘住宅の清掃員の賃金なんですけども、雇用対策と聞きますと聞こえがいいんですけどもね、ただ今どういふことをお仕事としてお願いしようかということかというと、あちこちの清掃、これは必要なことなのでどなたかがやらないといけないということにはなりますけれど、一般的にはどうか、お住まい

になっている方々の協力等でこういったことはできないのかなということと思うんですけど、そのあたりはいかがなんでしょうか。お願いします。

是澤土木下水道課長代理 排水施設管理人の賃金ですけども、谷川水門は谷川漁業組合6名に頼んでいます。あと、新浜川のポンプ場は周辺の方2名に頼んでいます。兵庫排水施設と北出排水施設、北出排水路排水施設についてはですね、深日漁業組合の組合員に頼んでいます。

あと、作業内容ですけども、点検操作は月3回の点検をしていただいています。

反保委員長 奥課長。

奥建築課長 一般的には住宅の住まれている方の清掃もしていただくのもあると思うんですけども、外に出せるものは今回雇用対策の方面からお願いできればなということで、2名の方を考えているんですけども。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 すみません、最初の質問でございました。美崎苑連絡線の事業を進めるのかというお話でございしますが、基本的に説明以前からさせていただいているように、海岸連絡線への接道もできる状況になりますし、淡輪4区の方ですけども、非常時に、こちらの連絡線のほうへ接道していると、旧国道なり第二阪和のほうへ接続できるような状況があって、利便性、安全性、災害時の道路としての活用がなされるということから、基本的に協力を得られましたら事業を進めてまいりたいと考えてございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 美崎苑連絡線ですけど、今淡輪4区とおっしゃいました。4区はちょっと離れて。向かい側。もう一回。4区の方がどう利用されるんですか。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 すみません、もう一度お話をさせていただきます。川を挟んで、反対側になります。4区の方が避難するなり災害時に、山側になりますと道が狭い状況もあり、淡輪駅のほうへ行くとかなり距離もある。そうなると、やはり連絡線のほうへ、向かって接道があれば旧国道なり第二阪和への連絡がよくなるということのことがございまして、防災上のことも必要であるというところでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 ちょっと淡輪4区的位置が私うろ覚えなんですけど、要は番川があって17区があって、その橋を渡った反対側が4区ということでよかったんですね。その4区から災害時に橋を渡って17区のほうへ、和歌山側へ避難されるとしますね。

その後のことでこの道路があるほうが災害時に有利だということの説明のように今聞こえたんですけど、そうですか。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 それは1つの道路ができることによってそういう効果が見られるというお話をさせていただいたことございまして、基本的には海岸連絡線の位置づけであります南北方向の道路がない中で、淡輪の全体の集落の状況を考えた場合に、やはり幹線的に1本道が要るということで整備している状況があります。それに補完する形で美崎苑が川沿いの道路とが接道することによって道路のネットワークが形成されて、地域の発展及び防災上の機能も補完するような形で、道路整備がなされるというところでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 ちょっと角度を変えてお尋ねしますが、今年度の予算のときは設計業務委託料は820万円計上されておりました。そこから考えて、この道路を設置するための工事費としては幾らぐらいになるとお考えでこの事業を想定しておられますか。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

今、ちょっと申しわけございません。手元にその工事費の資料を持っておりませんので、しばらくお時間いただいて。進めさせていただいて、その間に確認するようにさせていただけたらとは思いますが、よろしいでしょうか。

反保委員長 田代町長。

田代町長 この件については、以前も中原委員のほうにご説明をさせていただいたと思うんですけども、美崎苑からいわばいざそういう緊急の場合にですね、今畑山線の工事を、岬海岸線の工事を畑山へ向けてやってるわけですけども、そこへつなげる道路として、もし地主さんがですね、無償提供していただけたらしたら、それをそこから美崎苑からそこへつないでいきたいということが一番初めにご説明させていただいた。しかし、今回については、地主さんのほうが協力はするけども、等価交換でどっかにそれだけの土地が代替えしてもらえないのかという話があって、その代替地を探しているんですけども、あくまで寄附をしてもらうわけですから、なかなか寄附が得られるところが今ないもんですから、それを今後もさらに続けてですね、できるだけその道路を完成したい。完成することによって、道路網がきちっとですね、どの方向にも災害時にですね、いわば避難が、逃げれると

いったらどうかと思うんですけども、そういう避難ができるというところへつないでいくということはね、いわば縦横の十文字のですね、道路をつくっていくということが本来の道路行政の中にちゃんと明記されておりますので、その1つとして捉まえて考えていただきたいと思います。決してこれが無駄な道路でないかというようにどうも聞こえるんですけども、そうでなくて、絶対これは美崎苑から見たら、当初子どもの学童が通る道をつくってくれという自治区要望があつて、それは両方に家が、建物があつてですね、それができないということから、じゃ、こちらやったらどうなるというような話になってですね、今の現計画の場所を無償提供していただけるなら、区長さんの要望に一応応えていきたいということで、順次進めてきてるんですけども、なかなか無償提供というのはですね、非常に住民さんとしてはこれはもうただでっていうことになると難しい問題があるんですけども、町としてはあくまで無償提供をしていただきたいと思いますという趣旨のもとで計画をしておるということですから、この工事は幾らほな見てるのかということ、まだ全然その用地の確保ができてませんので、そのできた時点で設計なりしてですね、予算化をしていきたいというふうに思いますので、今のところ工事がどれぐらいかかるかというのは見通しがつかないと、私はそう思ってますので、ご理解していただきたいというふうに思います。

反保委員長 中原委員。

中原委員 この美崎苑連絡線を無駄な道路とは私は申し上げたことはないと思います。町長もそう思いじゃないんだらうかと、そういうように聞こえるという、上手におっしゃいました。私もそういう断定はしておりませんし、町長も私がそう言ったとは言っておりません。

ただですね、私は無駄ではないかもしれないけれど、急いで今つくる必要があるのかということに疑問があるというように以前から申し上げてきたんです。それでそちらの理屈はね、恐らく連絡道路をつくってるから、そのときに合わせてやってしまうほうがいいのじゃないかというようなことを、以前議論してたときはですよ、1年前の予算委員会の予算の議会のときにはそういう話も聞いたように私は覚えているんですけどね。

それで、今、自治区要望に基づいて、もともとは確かにね、町として計画している美崎苑連絡線とは違う場所の要望がありました。両側に家とおっしゃるんですけど、ちょっと両側というのがどうなのか、道の入り口は確かに両側あつて、川のほうは片方しかなかったかなとは思んですけどね。現場は、場所はわかる



んですけどね。それです、ちょっとさっきのね、木下部長の説明は、淡輪4区にメリットがあるっておっしゃって、そりゃメリットがないことはないかもしれませんが、ちょっと議会での答弁の説明としては、ちょっとどうかかなと思うんですけどね。町長が言ったようなことをおっしゃるのかなと思っていましたので、もともと自治区要望があつて、要望があつた場所とは少しずれるけれども、自治区からの要望に基づいてまた学童の登下校の通学の安全性の確保とかね、当初から聞いていたことをおっしゃればいいのに、1年前に全く聞いていなかった淡輪4区の話が出てきたりしたもんですからね。それにその説明は、言わせてもらいますけど、淡輪4区の方は橋を渡って17区側に来ました。確かにそこからまた逃げる方向が道が幾つもあるのはメリットになりますけれど、高いところへ逃げようと思えば連絡道路のほうへ行きますでしょう、赤江農道を使って行くとかね。そういうようにすればいいわけで、ちょっと説明になっていないと私は思うんですよ。何かその時点で私は今日はね、体調がね、どんどん悪くなっていくんです。だから早く終わりたいって思っているんですけど、何かどうもしゃべらないとおれないような答弁をされるもんですからね、もういいんですけどね、ちょっとね、私はね、この道路はね、今どうしてもつくらないといけないうのか、水道事業に繰り入れもしないようなね、状態であるにもかかわらず、どうして今これがそんなに急いで必要なのかということについては、ちょっと納得がいかないんです。

それで、工事費について町長は現時点では全くちょっと予測がつかないというようにありましたけれど、本当にそうなんですか。何かの事業をやろうかというときに一定の、もちろん変化はありますよ。予測とね、実際に使ったお金、必要になったお金は違いは出るのは当然だと思うんですが、全く幾らになるかということ想定もしないで、この事業をやりましょうなんていうことを行政が決めるとはとても私考えられないんですよ。

反保委員長 すみません、ちょっと待ってください。ちょっと副委員長に代行してもらいます。

辻下副委員長 田代町長。

田代町長 全く予想が今つかないというのは、代替地、いわば計画してた道路が、当初は無償提供でもいいじゃないかというような話もあつて、区長のほうも無償で提供できたらぜひ最初の計画よりもこっちのほうをやってくれないかという要望だったもので、一応、計画しましょうということで、あくまで用地については無償提

供ですよということが条件になっているんですね。それが今得られないとなれば、得られないからそのままじゃ、いや、この工事はやめとこうかというわけにはいかないわけで、じゃ、何とか提供してくれるところを探して、代替地にしてそこを進めていく。私は今必要では、今急いでやる必要はないんじゃないかという議員さんの考えもあるかと思いますが、私はいつ災害が起きてくるかわからん状況が今の既設道路の規模の状況からいくと、今鹿児島の方、宮崎も含めて火山が噴火してますよね。そういった状況が次から次と起きていることを考えると、いつそういった大きな災害が起き得ると、その場合いつでも逃げれるというところをつくっておかないと、例えば美崎苑の場合はフジ住宅も含めてですけど、本線がもしでき上がってもそこへすぐにそちらの方へ逃げることはできないと思うんで、一旦やっぱり畑山線におりてですね、行くか、それか田んぼの今できてる仮設の、仮設いうたらあれなんですけど、あぜ道を通ってる道を通るしかないわけなんですよね。それを考えた場合にはやっぱりお年寄りとか子どもさんとかそういったことを考えるとですね、やはりそうやって逃げれる通路は畑山線以外ないと私は思ってますので、できたら今のバイパスへ逃げていける、その道路をつくるべきだという考えは変わらないわけですから。

議員さんのおっしゃるのもよくわかるんですよ。それやったらほかの方を考えたらどうやということもありますけども、それにはかなりの用地買収からやっついていかないので、そうするとかなりの高額な金がかかってしまうと。できるだけ私は今どこでも進めておるのが例えば西畑線の話も、ちょっと横ずれて申しわけありません、西畑線の話も出ておりましたけども、一筆でも反対があったら工事はしませんよということをはっきり明言してます。だから用地ができた、買収ができたところから工事を進めたらどうかという意見もあるかと思いますが、それを進めたら途中でまた工事がストップせないかんような状況が来ますので、そういった中でやっぱりきちっと用地買収が確保できた時点で事業実施に当たるということをどこでも進めてますので、その辺は理解していただきたいと。

それと、見通しが立たないというのは、あくまで買収であればいろいろ方法はあるんですけども、無償提供ということをやっていますので、なかなか無償でですね、じゃ、わしの土地を使って、わしとこの使ったらいいわよというのはなかなか今のところ、1件はないこともないんですけど、まだそこは全然当たってませんけども、果たしてその方がじゃ、ええわ、町のために協力するわよと言ってもらえたらですね、恐らく今計画してる道路の地主さんは協力してもらえらるだろうと

いうまだ期待はかけておるんですけども、今のところそれははっきりとですね、ここで明言できるのかといったら明言しにくいところがありますので、予算は計上していただいたものですね、計画は今のところストップしている状態だというふうに、大変申しわけございませんけども、次期用地確保ができるまでですね、ちょっと時間の猶予をいただきたいと、このように思っております。

辻下副委員長 中原君。

中原委員 この工事に対する岬町としての考え方はお聞きしました。

工事費についてはいかがなんでしょうか。調べたらある程度のものをお示しいただけるのかどうか。

辻下副委員長 木下部長。

木下都市整備部長 概算になりますが、8,000万円ほどの概算になります。

辻下副委員長 よろしいですか。

中原委員。

中原委員 なかなか大規模な工事になるんですね。8,000万円。概算だからそれより実際にはね、少なくなるということはまあまあありますけれど、そうですか。

ちょっと議題が変わりますけど、さっきお聞きしてた緑ヶ丘住宅の清掃員のことをもう少しお尋ねしたいと思います。

住宅にお住まいの方にも協力ももちろんしてもらうけれど、お二人の方を雇用するというところをお聞きしました。こういう、何とつかいろいろないきさつがありますのでね、緑ヶ丘住宅については。雇用が必要になったということもおありかとは思いますが、そういうことになっていくと、公平性という問題から見ますとね、じゃ、公の公営の住宅については、ほかのところもこういった清掃員を置くようにしていくのかとか、その辺は、またコミュニティールームも、例えばコミュニティールームというのは、恐らく地域の自治区からすると、自治会館のような位置づけになっていくのかなと思うんですけどね、そしたらそこにも掃除の人を地域の自治区からしたらですね、掃除の人、じゃ、うちにも雇って定期的に掃除しに来てくれよというようなね、ことにつながっていかないのかなと。そういう意味での公平性の観点というところからはいかがお考えですか。

辻下副委員長 奥課長。

奥建築課長 コミュニティールームにつきましては、まず清掃という、あけ閉めとかそういうのをまずお願いしたりとか、それで中の清掃を各1号棟の皆様と2号棟の皆様で、すみません、2号棟・3号棟で2号棟のほうにコミュニティールームがも

う一つありまして、その2カ所の清掃をお願いしているということで、今先ほど公平性ということはどうですかというお話なんですけども、ここの住宅というのが高齢者さんが多いことから、できれば清掃のほうも外へ、本来町がせなあかんものやとは思いますが、雇用対策の観点も踏まえましてお願いできたらなと私どもは考えてるんですけども。

辻下副委員長 中原委員。

中原委員 確かに高齢者の方は多いという実情があると思います。それもあって、子育て世帯を優先的にこの住宅にも募集をするという施策を打ってきてますよね。それが一定時間はかかってきましたけれど、一定子育て世帯の方にも入っていただけてきてますよね。そうやってさまざまな年代の方にご入居いただくという努力も町としては図ってきておられます。

高齢者が多いといいましたらね、どこの自治区の自治会館にとってもそれは同じじゃないんですか。どこも高齢者は多いですよ。それでここだけそういう方に来ていただいてっていうのは、ちょっとほかの地域の方々から見てですね、ご納得いただけるのかなということについては疑問が発生するんですけど、それに何かお答えになれることありますか。

辻下副委員長 家永理事、どうぞ。

家永都市整備部理事 基本的にはですね、町営住宅が完成をしまして、これから我々担当課のほうでですね、維持管理をやっていくことになります。基本的に公営住宅の場合、指定管理者制度の導入とかいう方法も考えられますが、PFI事業を導入したときにですね、なかなか管理戸数が少ないというようなところで、メリットがないというような理由もございましたけども、なかなか指定管理者さんをお願いするというのは難しい状況ということになってます。そんな中で我々が先ほど言いました清掃ですか、エレベーターホールとかゴミ置き場とか共同スペースの部分ですが、ここは本来大家さんといいますか管理人がこういった清掃をするようなところですけども、その部分については我々日常の業務の中でやっていくのはなかなか難しいところもありまして、これをできる範囲で外に出していきたいというようなところから、この賃金を計上させていただいておりますが、お願いをするに当たりましては、共同浴場等も廃止になりましたので、そこで働いておられた方をお願いできればいいというようなところで考えて、この賃金を計上させていただいております。

辻下副委員長 中原委員。

ちょっと待って。その前に委員長来たので委員長とかわります。

反保委員長 中原委員。

中原委員 いろんないきさつがあつてのことということも理解した上でもう少しお尋ねしますが、共同浴場で以前お仕事をさせていただいていた方々に引き続いて清掃員としてお仕事をさせていただくということでありました。私はいろんな面での雇用について、できるならば公募が望ましいというように考えているんです。それで、今のケースは、過去からのいきさつがあつたことでもありますから、そういうようにお考えになるということは理解しないでもないんですけど、将来的にはどのようになさっていくおつもりなのか、そのあたりについてもお聞きしておきたいと思います。

今、共同浴場でお仕事をさせていただいていた方々の、平たく言ったら仕事を奪ってしまったという部分があるから、それに対する責任じゃないですけど保障ということで、新たに雇用をというお考えもあるんだらうと考えるんですけど、その方々については、そういう事情がありました。そうしましたら、例えばその方々がいろいろな事情が発生して、お仕事が受けられなくなりましたというようになった場合は、どうなさるんですか。引き続き、例えば公募をしてとか、何らかの形で引き続き、この住宅に清掃員という形で雇うという考えなのかどうか、将来的なことも含めてお聞きしておきたいと思います。

反保委員長 家永理事。

家永都市整備部理事 基本的には入居されている方をお願いする形になります。前に働いておられた方というのは、入居者の方になってきます。その方々も基本的に、課長もさっき言いましたけど、かなり高齢化が進んでいまして、また人の交代とかもあるかもわからないんですが、基本的にはその団地のことになりますので、入居されている方、この方々をお願いしていきたいというふうに考えております。

反保委員長 よろしいですか。

中原委員。

中原委員 資料の予算書の137ページの中でお尋ねをいたします。

緑ヶ丘住宅の余剰地整備についてお聞きしたいんですけど、これは何ていう資料なんだろうな、予算書と一緒に配られた施設体系別主要事業一覧の中で、余剰地整備等を行うということも掲げられているんです。その余剰地整備というのは何を指すのか、この予算書の中ではどの項目に当たるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、空家対策の問題で、予算書137ページ、款8土木費、項5住宅費、目2空家等対策費の中で、節1に報酬とありまして、空家等対策協議会委員報酬とあって、これは先ほども議論になっておりましたが、後ほど議案としても条例提案がありますから、そこで聞こうかなと思っていたんですけど、ちょうど議題になったのでお聞きします。

9人の報酬ということですが、条例の提案としては10人なんですね。1人は例えば町の職員なんかが入るので、その人の分は報酬が発生しないから9人分ということなのか、10人以内とするという条例でありましたから、実際には9人を委員としてお願いしようということをお考えなのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、節13委託料の中で、空家等対策計画策定支援業務委託料とありまして、先ほど質疑と答弁をお聞かせいただいております。これは、国の補助金を活用しての事業だと思うんですけど、割合ほどの程度、補助金が活用できるのかということをお尋ねしたいと思うんです。

それから、計画を策定した後に、例えば特定空き家なんかに危険度が高い空き家の解体や撤去といったことがかかわってくるのが想定されるんですが、その解体・撤去に対しては、一定の補助なんかは制度上あるんでしょうか。お聞きしておきたいと思います。

反保委員長 家永理事。

家永都市整備部理事 緑ヶ丘住宅の余剰地整備についてでございますが、基本的に建物の解体が終わった後、建物等を利用していない区域が発生しますので、その部分をネットフェンスで囲ったり、また建物を解体した後の土地、これをきれいに整地する。この程度の工事が最終残ってきますので、このことを「余剰地整備」と、ちょっと名前は大層ですけども、余剰地整備ということで考えております。

反保委員長 寺田課長。

寺田企画地方創生課長 報酬の空家等対策協議会委員報酬は9人なんですけど、条例上では10人以内で組織するという形になっておりまして、委員は町長のほか、地域住民・ホーム・不動産・建築・福祉・文化等に関する学識経験者とか、あとは町長が必要と認める者というふうに取り決めしております。

現在、委員につきましては、大阪府等と相談しまして、10人以内で実施したいとは思っていますが、町長については報酬が出ないというところで、一応9人という形に設定させていただいております。

それと、空き家の解体・撤去に対して、補助金があるのかというところなんですけど、計画を策定しましたら、国の補助金のメニューがございまして、いわゆる社会資本整備総合交付金とか、空家対策総合支援事業交付金とか、そういうものがございまして、条件としましては、空家等対策計画をまず策定しなければならない。策定していることが条件となっておったりとか、協議会を設置することが条件になっておりまして、いずれも補助率は、官の整備とか民間整備では異なりますが、2分の1から5分の2以内の交付金があります。

もう1点、この委託料作成に当たりまして、補助金が入っているのかというところでございますが、こちらにつきましては補助金は対象外になっております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 緑ヶ丘住宅の余剰地整備の内容については理解をいたしました。

予算書の中で、その経費についてどこかに計上されているのか、何かと丸めて、PFI事業の中にもう入っているということですね。はい、そのように確認しましたから、答弁としては結構です。理解いたしました。

それから、空家等対策協議会の委員報酬なんですが、今、考えておられるのは、委員の数としては10人を考えていて、その中の1人は町長だと。町長は報酬が発生しないから委員報酬は9人だと、こういう理解でよろしいんですね。うなずいておられるので、はい、理解いたしました。

それから、空家等対策計画策定支援業務委託料ですが、これは活用できる補助金はありませんでしたか。私の見間違いかしら。私もインターネットでちょっと調べていて、ああ、この補助金をきつと使うんだなと勝手に思っていたんですけど、おっしゃる、自治体がつくる場合は2分の1の補助金があるわと、ああ、これを使うのかなと思っていたんですけど、ちょっと私の見方が違ったのかもしれませんが、今の答弁だと、補助金は特に活用しないで、単費で200万円を使って委託をするという理解でいいということですね。はい、そのようでありました。

それで、その先のことをもうちょっと聞いていたんですけど、計画を立てて、その計画に基づいて解体・撤去等をする場合に、補助金が出るんですか、出ないんですかというのを聞いていたんですけど、その点は、もしわかれば教えてもらえたらと思います。

寺田企画地方創生課長 補助対象のメニューなんですけど、先ほども空き家等対策計画を策定するのと協議会を設置することで、補助金のハードルをクリアできるというところございまして、補助対象につきましては、地域活性化のための活用する

事業とか、あとは除却・解体をするメニューとか、そういうものがございます。

以上になります。

反保委員長 中原委員。

中原委員 対象となるメニューで事業をやっていく場合、補助率等はどのようになっていますか。

反保委員長 寺田課長。

寺田企画地方創生課長 先ほども言いましたが、官整備か民間整備かで変わってくるんですけど、2分の1から5分の2の補助率になります。

反保委員長 よろしいですか。

松尾委員。

松尾委員 127ページの目2道路維持費で、これはちょっと私の勘違いだったり、もう既に答弁されていたらすみません。先に謝っておきます。

去年度の予算で南海本線立体交差工事委託料で3億円上がっているんです。多分、今年度ですけど、あの辺をよく通るんですけども、何かそんな雰囲気はまだないという感じなんです。これって3月いっぱいまでに完了するのかなどか。それとも私の勘違いで違うことになっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

反保委員長 多賀井理事。

多賀井都市整備部理事 先ほどの補足説明の中でも、説明のほうは少しさせていただいたところなんですけど、平成29年度におきまして、橋りょう部分の本体工事に先立ちまして、電気の線、通信線とかケーブルが主流になってきます。それを平成29年度で南海電鉄に委託しまして、現在、移設工事を進めていただいているというところで、その移設工事につきましては、平成30年3月末で完了する予定で進めていただいております。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 これは実際、橋がかかるということではないということですか。

反保委員長 多賀井理事。

多賀井都市整備部理事 橋をかけるためには、現状の電気の線やケーブル線が当たってきますので、移設していただいているという工事でございます。

反保委員長 よろしいですか。いいですね。

(「なし」の声あり)

反保委員長 これで土木費の質疑を終わります。



暫時休憩をしたいと思います。

再開は2時45分。よろしくお願ひします。

(午後2時30分 休憩)

(午後2時45分 再開)

反保委員長 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

続いて、諸支出金に入ります。

予算書166ページから167ページの目4海釣り公園管理基金費をごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 海釣り公園の管理基金の積立金ですが、歳入のところでもお尋ねして確認をさせていただきますけれども、来年度から納付金の納付額の割合といたしますか、入場料の収入の、以前は10%だったものを7%に引き下げるということになっているとお聞きしたところであります。

それで、おおよそですけれども毎年1,000万円を超える町への納入金があったものが、今回は822万円でしたかね、歳入の予算としては。そして管理基金については、これは変わらずということだと思いますが、大規模改修、修繕等に充てるためという基金でありますから、ここには700万円を積んでいくということかなと思います。

割合を7%に下げる理由について、端的にお示しいただきたいと思います。

それから、この基金なんですけれども、基金の残高としましては、2018年度の基金残高は見込みとして4,278万円ということだったかなと思いますけれども、これは今、計画されている大規模修繕に足りるのかどうかということに、私は不安を感じているんですけれど、その点についてもお答えをいただきたいと思います。お願いします。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 まず1点目の7%に納付率を下げる理由を端的にということですが、こちらは、指定管理者から要望がございまして、この海釣り公園は地元の協力がなかったらだめだ。地元の協力があって成り立っている。そして地元漁協の協力があって成り立っている施設でありますことから、そちらへの協力金を負担したいということから、この納付率をそれに見合う分として下げたいと。

それともう1点は、施設の維持管理をしていく中で、充実した施設となるよう

にしていきたいというような項目で、7%ということのを要望してきておりまして、それを協議してきた経過で決定したものでございます。

それと、基金残高ですけれども、修繕に足りるかということではありますが、修繕計画の中間報告を受けたときには、やはり土取りの栈橋を活用したということで、躯体部分については頑丈でかなりの耐用年数がもつというような見解が示されておりまして、その中でも、空気に触れる部分、海面の水と空気に触れる部分あたりのさびがひどくなってきていまして、防食塗装が必要じゃないかと言われております。

それと、やはり上物です。グレーチングや安全性を確保するための手すりをあとでつけており、そういったところの傷みが、見受けられるというような報告を受けていまして、この基金を利用して、年次計画を立て順次に改善していきたいと考えております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 1点目にお答えをいただいた、7%に引き下げてほしいと指定管理者から要望があったということです。それから、施設の充実ということも指定管理者のほうから言及されたということでありました。

指定管理者の選考に当たっては、昨年度、選考委員会が設けられて選定が行われたわけですが、参考までにお聞きしますけれど、その選考委員会の中では、この利用料の10%から7%への引き下げについては、議論になったかならなかったか、お聞きしておきたいと思います。

それから、指定管理者のほうからそういった要望があったということではありますが、そのことに対して、町としてはどのような考えを持っているのか、もう指定管理者が言っていることが全てそのとおりだということにお考えになっておられるのかどうか、町の考え方をお聞きしたいと思います。

それから、ちょっと大規模修繕については、今お示しいただいたことだけでは、よくわからない部分があるんですけど、これはまた今後、資料をいただくことになりますから、そこでまたいろいろお聞きすることにしたいと思います。

納付金のことについて、もう少しお聞かせください。お願いします。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 お答えさせていただきます。

選定委員会の中で、7%のほうの議論があったかどうかということでございますけれども、これは選定委員会の中で、そういう要望が出ているという議論はあ

りました。要するに利用客が減少してきている中で黒字推移して、地域振興施設として立派に頑張ってくれているというようなお話もいただきながら、やはり地元がなければだめだということを説明させていただいたときに、その辺は委員さんについても納得されたような状況でございます。

町としての考え方はどうかということでございますけれども、やはり10年の間、一生懸命にこの岬町が誇る地域振興施設として指定管理をしていただいているところから、これは必要な措置だと町長も承認されたということでございます。

反保委員長 いいですか。

中原委員。

中原委員 過去から、この問題については、ずっと議論をしてきている問題でありますので、余り繰り返すのもいかがかなとは思いますが、今、答弁でおっしゃったとおり、黒字で推移しているということの中で、にもかかわらず納付金の割合を引き下げることが、私はうまく理解ができません。それは繰り返しこれまでも申し上げているところなんです。非常に経営が苦しくなってきたということであれば、わからないではないんですけど、少なくとも、これまで示された資料では、そこまでの逼迫した状況ということはお見受けできませんね。

それで、その中で、もちろんいろんな意味で貢献もしていただいておりますから、評価されて当然だとは思いますが、納付金の利用料金の計算割合、それを減らすということについては、ちょっと合点がいかないんですけど、それはもう多分、聞いても今までと答えは一緒でしょうね。ちょっと角度を変えてお尋ねします。

指定管理者のほうから、施設の充実のためにも利用料金の割合を引き下げてほしいという話があったということで、これは何らかの計画があるのでしょうか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 お答えさせていただきます。

その要望内容をヒアリングしたときにつきましては、細かい修繕、リスク負担を決めて30万円以下の修繕については、指定管理者でお願いしていますが、それよりも、日々の中でゴムマットが滑って転倒したりとかいうことも起こったりしてくる中で、維持管理をしていただいているスタッフの方々もいらっしゃるということで、そういうところで利用客を安全に迎え入れるために、いろいろと努力されている内容がございましたので、その点について理解したものでございます。

反保委員長 よろしいですか。

中原委員。

中原委員 ちょっと今の答えは、施設の充実、「充実」という言葉の意味とは、そぐわないと思うんです。もう質問はしませんけれど、今の答えでいくと、日常的に施設を維持管理していただいている補修ということですね。そういうことをしていただいている、そういうことにもお金がかかるんだという意味かなとは思いますが、施設を充実するという「充実」という言葉が指す中身とは、少し違うように思うんです。維持管理に近いものごとを上げておられましたので、ちょっと答弁としては、私は納得いかないというか、よくわからないんですけど、町としてはそういう説明を聞いて、それも含めて利用料の10%から7%への引き下げをお決めになったということなんだろうと理解したいと思います。

結構です。

反保委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 これで、諸支出金の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対ですか。どうぞ。

中原委員 反対の理由は、一般会計予算全体については、まだほかの委員会でも審議が残っているところですし、全体像についての評価については、最終日、本会議場で申し上げるということになるかと思いますが、事業委員会においては、大きくは3点、納得いかない点がございしますので、賛成はできないと考えるものであります。

1つは、質問もいたしましたが、水道事業会計の繰出金の問題であります。企業会計であるということを理由に、繰り出しを、大規模には行わないということの考えは聞きましたが、一般会計からの繰り出しを大規模に行って水道事業を救済するということは、他の市町村においては多く見られるところでありまして、岬町においてもそういったことは検討していくべきではなかったかという点が1点。

それから、美崎苑連絡線については、計画どおりには進んでいなかったようでありまして、私は大急ぎでつくるべきという判断までは考えにくいと思

ますので、先ほどの答弁をお聞きしておりましたら、できるだけ早く、もちろん災害のことを考えると、ということはよくわかるんですが、災害のことを言うのであれば、ほかにも非常に危険なところはたくさんあるわけで、ここを取り急ぎ行って、事業費としては8,000万円を超える金額ということをお聞きしたところでもありますし、それをそんなに大急ぎでやる必要があるのかということについては、納得がいかないところでもあります。

それからもう1点は今、お聞きをしておりましたが、海釣り公園の管理基金に関する点であります。この点については、私はもうずっと岬町の考え方とは対立しておりますので、この場で繰り返しくどくどと述べる必要はないかと思えますけれども、10%であった利用料の納付の割合を7%に引き下げると、その理由について住民の理解が得られるとは考えにくいという考えから賛同しかねるものであります。

反保委員長 次に賛成の方、ございますか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 はい。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

反保委員長 挙手多数であります。

よって、議案第9号は本委員会において可決されました。

議案第12号「平成30年度岬町下水道事業特別会計予算について」を議題とします。

委員会資料11ページに補足説明資料がありますので、説明を受けます。

是澤課長代理。

是澤土木下水道課長代理 平成30年度岬町下水道事業特別会計予算に係る公共下水道工事の予定箇所について、補足説明いたします。

予算書の253ページの節15工事請負費として計上しております、公共下水道汚水管理設工事(24-16)について、説明させていただきます。

委員会資料の11ページの工事箇所図をごらんください。場所は深日緑地区で、実線で示していますが、下水道汚水管の埋設箇所です。

工事概要としまして、下水道汚水管の埋設延長は約238メートルで、管径はφ200ミリとなっています。

反保委員長 それでは、予算書237ページから263ページをごらんください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 予算書の253ページ。一番上の19負担金、補助及び交付金ですね。ここで流域下水道事業負担金として予算が上がっています。

これは府に対する負担金だと思うんですけども、これは昨年度も上がっていましたが、昨年度と比べると非常に高額になっています。高額になったその理由を説明してください。よろしくお願いします。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 流域下水道負担金とは、本町は流域下水道の南部流域に所属します。

それは泉南市にあります水みらいセンター、委員もご存じかとは思いますが、そこに処理場があるわけです。

それにかかわる泉南、阪南、それから岬、それから泉佐野の一部になるんですけども、それが流域として水みらいセンターで処理されているわけなんです、その流域にかかる南部の水みらいセンターにかかわる流域の管渠であるとかポンプ場、そういう施設の整備をしていっているわけなんです。

その部分について、その負担割合というのがありまして、岬町が一部を負担するという形になります。

その差が出ているのは、流域でやられる工事費の状況が、前年度に比べて今年度のほうが、工事する額が大きく必要になったというところで、差額が出ている状況となっております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 負担金なのでそうだと思うんですけども、ただ金額が1,000万円を超えているんですね。どこでそんな大きな工事があったのかなというのが気になったので聞きました。その辺わかりますか。詳細わかればお願いします。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 お答えさせていただきます。南部の水みらいセンターのポンプの電気設備の更新であるとか、それが2件あります。主にはそのポンプ場の改修が大きな額になってございまして、大体工事費ですけども、その二つを合わせますと4億近い金額なっておるところでございます。

反保委員長 よろしいですか。

中原委員。

中原委員 同じく 253 ページの目 2 公共下水道事業費の節 1 3 委託料の設計業務委託料  
なのですが、これが先ほど委員会資料でご説明をいただいた、公共下水道の汚水  
管理設工事の箇所設計業務委託料と理解したらよろしいでしょうか。

反保委員長 是澤課長代理。

是澤土木下水道課長代理 委員おっしゃるとおり、今回工事をする箇所とその周辺の設計  
業務に当たります。

反保委員長 ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第 1 2 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めま  
す。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第 1 2 号は本委員会において可決されました。

議案第 1 3 号「平成 3 0 年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算について」を  
議題とします。

本件につきましては、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省  
略したいと思います。

予算書 2 6 4 ページから 2 7 6 ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の 2 7 3 ページの一般会計繰入金についてお尋ねをしたいと思ひます。

従前から、一般会計からの繰り入れが増加傾向にあると認識をしております、  
この要因についてはやはり老朽化ということによるものでしょうか。

今後も徐々に膨らんでいくものというように捉えておきべきなのかどうか、と  
いうことが 1 点と、それから接続率について、一定のところまでは進んでいるこ

とがこれまで確認されております。

直近でお聞きしたところによりますと、95件中75件は接続されているということで、接続率としては86.7%、残りはもうほとんど空き家であるとお聞きをしていたかと思えますけれども、ここからさらに進んだというような状況があったり、何か変化があれば確認させていただいておきたいと思えます。

それから続けてお聞きしますが、275ページの目1一般管理費のこちら歳出になりますけれども、節11需用費の中で、修繕料が388万8,000円と計上されております。これはどういった修繕が必要になっているのかお聞かせください。

それからもう1点あります。同じ目の中で、節13委託料、処理施設維持管理業務委託料とありまして、この金額が来年度予算では75万1,000円ということでありまして、ここ数年と比較すると増加しているようにお見受けしますので、何か理由があればお聞きしたいと思えます。

お願いいたします。

反保委員長 答弁。

是澤課長代理。

是澤土木下水道課長代理 1点目の一般会計繰入金ですけれども、これは先ほど委員もおっしゃったように、需用費の修繕料、浄化センター内の機器、紫外線消毒装置が故障しまして、この修理の費用が388万円となっていますので、この金額が前年度よりも上がりました。

次に、275ページの総務費の一般管理費、需用費、これは浄化センター内の機器で、紫外線消毒装置が今年度故障しまして、その修理に係る費用になります。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 1点目は、その増加傾向にあるのは担当のほうに申していますように、最近、維持修繕料が増えてきたことによって、増加傾向にあるのかなというふうに見受けられます。

それで2点目の接続率でございますが、やはりその75件でございます、言われているように、空き家等の状況で伸びが出ていないのかなというところでございます。

3点目の修繕料でございますが、担当からちょっとお話しさせていただいたように、紫外線の消毒装置というのがございまして、その修繕に係る費用でございます。



この紫外線の消毒装置といいますのは、通常ですと塩素等を使って消毒して排水するわけなんですけど、やはり漁港というところもあり、やはり漁場を保護していく必要から、塩素滅菌ではなくて紫外線の消毒装置をつけたことで、高くはなるんですけども、やはりその辺を配慮した施設になっているところから、その装置の修繕が必要となった状況でございます。

それで最後ですが、維持管理委託料でございますが、これは増加傾向にある理由でございましたか。

中原委員 傾向じゃないと思うんです。去年、一昨年はもうちょっと少ない金額だと、同じ金額だったのが去年、一昨年、その前ぐらいじゃないかな。それでその前はこれぐらいの金額になっていたこともあって、何で、そんな変わるのかなというのが、業務内容は一緒かなと思っていたので。

それでこの金額は、昨年やその前の年の予算規模と一緒にですか。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 前年度よりは高くなっておる状況でございますが、これは維持管理業務委託料、入札によって、年度によって金額が違う状況が生じた状況かなというふうに考えてございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 毎年入札を行って、業務を委託されているんですか。

反保委員長 是澤課長代理。

是澤土木下水道課長代理 前回の契約は、平成26年度に長期契約を3年契約しました。

それが切れます29年度に長期3年契約をし直して、その入札による落札減によります。

反保委員長 暫時休憩します。

3時30分までとします。

(午後3時20分 休憩)

(午後3時30分 再開)

反保委員長 休憩を解きまして、会議を続けます。

木下部長。

木下都市整備部長 大変申しわけございません。お手数をおかけしまして申しわけございませんでした。

基本的にそこで差が生じていますのは、やはり入札によっての状況でございます。それで役務提供になりますので、3年の長期契約をさせていただいて、ちょ

うど過渡期といえますか、業務を発注した状況で差が出てきているという状況で  
ございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 ということは、処理施設維持管理業務委託料が3年間の長期契約をしているけ  
れども、入札によるので3年ごとに変わってくるという説明であったと思います。

ということは、一番直近の3年間でいいますと、今年度7月が更新時期ですか  
ね、何かちょっと漏れ聞こえてきたところによると。ということは2017年の  
7月から新しい3年間に入ったということですね。それでその3年間の入札の金  
額が、前よりは上がったということになるということですか。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 委員おっしゃられるとおり、入札によって上がったという状況です。

反保委員長 中原委員。

中原委員 業務内容といえますか、入札をするに当たって仕様書等をつくって、こちらと  
してはどんな事業をやってもらいたいということは示していると思うんですね。  
それでその内容は、過去3年間と今回の入札のときに示したものと、全く同じ  
ものなんですか。

反保委員長 是澤課長代理。

是澤土木下水道課長代理 内容、歩掛かりは一緒で、単価が若干変わっているだけです。

内容は前回、26年度にやったときと同じです。

反保委員長 中原委員。

中原委員 内容はまあ全く同じということなんですね。それで単価が変わったということ  
ですから、また追って参考までに、何が変わったのか、またその入札の経過につ  
いても、担当課のほうで私、お聞きしたいと思いますので、この場ではこの程度  
で結構です。

ありがとうございます。

反保委員長 ほかはございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第13号は本委員会において可決されました。

議案第18号「平成30年度岬町水道事業特別会計予算について」を議題とします。

本件についても、補足説明がございますので、担当課からお願いをいたします。  
鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 私からは、平成30年度岬町水道事業特別会計、当初予算の概要について補足説明させていただきます。

委員会資料の12ページをごらんください。これは、平成30年度水道事業会計当初予算と、前年度の平成29年度当初予算との比較を取りまとめた資料となっております。当初予算とあわせてごらんください。

水道企業会計では、その企業活動を正確に把握するため、営業活動にかかる活動を収益的収支、営業活動以外における資本の増減を資本的収支として区分しております。

委員会資料12ページの収益的収支の収入につきましては、5億4,642万8,000円、また支出につきましては、5億1,069万8,000円となっております。水道料金などの収入と、企業運用に必要な支出、収益的支出の差で、黒字や赤字と表現しております。

新規加入はあるものの、それを上回る人口減少や、節水型家電の普及により、使用水量が減少し、料金収入が減少しております。

また、それに伴い、支出の受水費等も減少するものと見込み、平成29年度で逢帰ダムのゲート設備の整備工事が完了したこと、減価償却費や企業債利息が減少したことにより、支出を抑えることができました。収益的収支の差が3,573万円で、前年度と比較して、508万3,000円増加しております。

次に、資本的収支の収入につきましては、225万1,000円、また、支出につきましては、1億7,911万2,000円となっており、そのうちの1億7,639万6,000円が企業債償還金でございます。

次に、平成30年度の水道事業会計予算に係ります主な修繕費等について、補足説明させていただきます。

予算書の394ページの原水及び浄水費、施設の修繕費400万円は、水道庁舎にあります中央監視装置と各配水池の制御に係る電気計装設備等の突発的な修繕に対応するための費用でございます。

また、396ページの配水及び給水費、施設の修繕費3,610万5,000円につきましては、配水管及び給水管の漏水等の修繕費、及び配水施設等の修理、取りかえ用量水器代及び消火栓等の修理費でございます。

説明については、以上でございます。

反保委員長 それでは、予算書372ページから406ページをごらんください。

質疑はございませんか。

中原委員。

中原委員 ここでお尋ねすることかどうかなんですが、今、また後ほど議論がなされることと思えますけれど、水道、この特別会計は、水道事業の企業団への統合ということが将来想定されているわけで、経営統合に岬町も入るということになったら、その年度からこの予算書そのものがここからなくなるというか、そういうことに、扱いとしてはなるのでしょうか。

反保委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 水道課の鵜久森でございます。

後ほど、またこの規約変更の件で統合というお話で提案させていただくのですが、この統合案が成立しましたら、31年度の4月からの統合という形になりますので、予算書とすれば、30年度、この予算書が最後でございます。31年度の当初予算からは、企業団の岬センターの当初予算。ただし、30年度のこの予算に関する決算は、岬町の議会でまた議論していただくこととなると考えております。

反保委員長 ほか、ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 確認だけさせていただきます。予算書の376ページです。

水道事業費用の1営業費用、5減価償却費を予算計上されてあります。それから、その下、2営業外費用、1支払い利息及び企業債取扱諸費として予算に計上されています。あともうその下、二つなので一緒に言います。3特別損失のうちの1過年度損益修正損、これも予算計上に入っています。その下、2特別損失として、少額ですが予算計上されています。それぞれ、その詳細について、内容を教えて

ください。よろしく申し上げます。

反保委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 お答えいたします。まず、減価償却費でございます。

水道水の給水に必要な配水池や配水設備は、一度整備しますと何年も使えます。この整備に要した費用について、その年だけの費用で処理するのではなく、次期の再整備に向けての財源を確保する必要があることから、あらかじめ決められた期間に割り振って、費用化する仕組みで、これは会計上の仕組みでございます。この減価償却が更新、新規事業が年々減少していますので、昨年と比べれば、少なくなってきたということでございます。

次に、支払いの利息でございます。これは企業債、今、ご説明させていただきましたが、13億円ほど残っておりますので、これに対する利息、今年度、31年度の利息でございます。

過年度損益修正損といいますのが、この会計が、公営企業は3月31日にピシッと切ります。出納閉鎖はございません。その分、漏水した場合のお客様に返還する金額等の予備を持っておかなければいけませんので、その分ということで、見込んでいるところでございます。

また、特別損失でございますが、これがたしか、車の廃車費用の売れたときの金額です。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 過年度損益修正損、これは、昨年度と一緒ですよ。予備費として上げているということですね。

それと、その次の特別損失、これは、去年は1,000円でしたが、それが今回は7万1,000と言いましたが、その違いを。

反保委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 水道課の鵜久森でございます。過年度損益修正損でございますけれども、ちょっとこれは私どもは発生主義になっておりますので、漏水で還付する金額というのが確定しませんので、例年同様の約100万円で予算計上させていただいているという形でございます。

特別損失ですが、車1台を廃車し、それを30年度に売却できるという予定でございます。

反保委員長 いいですか。

これで、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論はなしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第18号につきまして、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第18号は、本委員会において可決されました。

議案第19号「岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について」を議題とします。

本件につきましては、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑はございませんか。

中原委員。

中原委員 新旧対照表に基づいて、お尋ねしたいと思います。

旧の委託業務の範囲の中で、(8)緑地管理機構の指定等という事務があります。それは、新の方で言うと、どこに含まれることになるのか、お聞きしたいと思います。

それから、この事務については、泉佐野市に委託するということであるというか、一定のものを既に委託をされていて、そこにさらに文言の整理も含めてなされるということになるわけですが、事務量はいかほどかということをお聞きしたいと思います。実際には、余りこの権限移譲に基づいて、事務量が大きく増えるということは考えにくいのかなと思うのですが、この権限移譲に伴って、泉佐野市では、運用が始まってから事務量が何件くらい増えたのか、そのことをお聞きします。

それから、泉佐野市では、この事務に当たっている担当職員は専任で置いて運用されているのかどうか、その点についても、お聞きしておきたいと思います。

反保委員長 答弁をお願いします。吉田課長。

吉田産業観光課長 産業観光課の吉田です。

ただいまの質問にお答えいたします。

旧の14項目の委託事務を28年3月28日に締結して以降、泉佐野市に権限移譲の事務を委託しているわけなのですが、今回、都市緑地法の改正に伴いまして、影響の出た部分がこの8号ということになります。8号の事務といたしましては、管理協定内容の協議及び同意というものと、管理協定の縦覧、管理協定の認可、管理協定の公告等、緑地管理機構の指定・公示、住所の届け出、住所等の公示、機構業務の改善命令、指定の取り消しの9項目がございました。そのうち、1項目、新のところの8号に書いております緑地保全地域等管理協定締結時の協議等というのが移譲事務のまま残りました。今申し上げました残りの8項目が、知事の権限から市町村に権者が変わったものでございます。その部分が新の1条文中に書いております岬町の権限に属する環境農林水産行政に係る事務ということになりまして、15号の事務がこれにあたるものでございます。

それで、事務の時間ですけれども、泉佐野市からいただいている資料に基づきますと、管理協定の協議及び同意というものにつきましては、1件当たりの処理時間ですが、2.5時間、管理協定等の縦覧につきましては0.5時間、管理協定の認可につきましては2.5時間、管理協定の公告等につきましては0.5時間、緑地管理機構の指定・公示につきましては6時間、住所等の届け出につきましては0.5時間、住所等の公示につきましては0.5時間、機構業務の改善命令につきましては、事例発生時ということで、時間は入っておりません。指定の取り消しについては6時間というようになってございます。

あと、泉佐野市の職員の何人というのがちょっと確認できておりませんので、これは、また後ほどお調べして、お答えさせていただきたいと考えております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今お聞きしたところで、時間数をお示しいただいておりましたが、それも参考にはなるのですが、実際にこの委託に伴って、何件届け出があったのかとか、そういうことが聞きたかったのです。今回変わる点についてだけではなくて、旧で言うと、(1)から(14)までありますから、この範囲のいろいろな届け出だとか指定だとか、そういった仕事は何件発生したのかなど。年度で言うと、2017年度から運用されていると思うので、そのあたりのことを聞きたかったのですが、わかれば、教えてもらえますか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 産業観光課の吉田です。

処理件数の実績ということになるかと思うのですが、14項目全て確認をする必要がありますので、この件数についてもちょっとお調べさせていただきまして、お答えしたいと思います。

反保委員長 中原委員。

中原委員 そうしましたら、お調べいただいて、多分、数はすごく少ないのではないかなと個人的に、これは勝手に私が思っていることですが、調べた範囲でも、この分野については、やはり実際に行政の仕事としては、都心部は少ないのです。農村部などでは、いろいろな登録とかそういうことも件数が多い事柄もあるのですが、大阪府はちらっと見た範囲では、全体的に少ないだろうなど。その中で、この地域、泉佐野市が処理してくださっている事務も相当少ないのではないかなとは思っているのですが、実際の事務が潤滑に行われているかということが私としては気がかりな点ですので、件数だとか、あとは事務処理の状況、十分人手が足りているのかとか、技術的に充足しているのかとか、そういった事柄についても、ぜひお聞きいただいて、またご報告いただきたいなと思います。

委員長、私はこれをその報告を受けてから、賛否を決したいと思いますので、今は賛成にこの後、討論とか採決とかがありますけれども、賛否には加わらないので、手を挙げないから反対ということになってしまうと思いますけれども、すみません。後で聞きますので、結構です。

反保委員長 はい、わかりました。

ほかに質疑はございませんか。

これで、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第19号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

反保委員長 挙手多数であります。

よって、議案第19号は、本委員会において、可決されました。

議案第20号「大阪広域水道企業団の共同処理をする事務の変更及びこれに伴



う大阪広域水道企業団規約の変更について」を議題とします。

本件につきましても、補足説明がございますので、担当課からお願いをいたします。

鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 水道課の鵜久森でございます。

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、ご説明いたします。

平成28年4月より、大阪広域水道事業団と泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町の7団体との水道事業の統合に向けて、検討協議が進められ、今般、統合案として取りまとめがなされたところでございます。

委員会資料の17ページから18ページをごらんください。

この統合案は、岬町としては、以前からご説明させていただいている内容とは変わりありませんが、能勢町におきましては、高料金対策の地方交付税措置の影響があること、また、豊能町の40年後の水道料金が府内ワースト1になることなどを踏まえまして、両町の一般会計からそれぞれ5億円と5億9,000万円の繰り入れ、水道事業統合促進基金の活用及び両町の会計統合を経営シミュレーションに反映いたしました。その結果、供給単価のグラフが示すとおり、7団体とも、将来の水道料金の値上げ幅が縮小されるとともに、値上げ時期についても延期できる見込みであることが確認できたものでございます。

この統合に当たりましては、後に説明する内容での企業団規約の変更が必要であるため、まず、関係7団体の3月議会で企業団規約の変更議案について、ご審議をしていただくこととなります。企業団構成42団体、残りの35団体の議会につきましては、6月議会において審議していただき、全ての議会での議決が得られた後に、大阪府知事へ企業団規約の変更申請を行い、許可が得られ次第、7団体と企業団とにおいて統合に係る協定書を締結し、事業認可所得、給水条例の改正等、統合に向けた諸準備を経まして、平成31年4月1日より統合、事業開始を行おうとするものでございます。

それでは、改正内容について、ご説明いたします。

委員会資料の15ページから16ページをごらんください。

大阪広域水道事業団の共同処理する事務に、泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町に係る水道事業の経営に関する事務を追加するものでございます。

能勢町につきましては、高料金対策に係る地方交付金及び府補助金を最大限活用するため、5年間の統合準備期間を設け、平成36年度からの事業開始となることから、2条立てとしております。

第1条では、別表第2中、四条畷市を泉南市、四条畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町に改めております。

第2条では、別表第2中、豊能町の次に、能勢町を加えております。

次に、この規約の施行期日につきましては、附則に定めるとおり、平成31年4月1日からとなっておりますけれども、能勢町の事業開始が平成36年度となっていることから、第2条については、平成36年4月1日から施行するものとしたものでございます。

説明は以上でございます。

反保委員長 ありがとうございます。

それでは、今の説明をお聞きしまして、質疑はございませんか。

坂原委員。

坂原委員 確認ですけれども、先ほども質問させてもらいましたが、水道の会計だけでは非常に厳しいと先ほどありました。2億円のお金を借りるとかもありました。仮に、ここで統合した場合、その2億円はどうなるのか。統合して、企業団に加入すれば、岬町も一般会計とも全く分離で行くのか、別になるのか。ということは、もう健全経営でやっていけるのか。その辺のところ、メリットを確認したいと思います。

反保委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 水道課の鵜久森でございます。

この一時借入金の件でございます。企業団と統合した場合の借入金の返済につきましては、統合条件として示されているとおり、負債もあわせて無償で継承するというようになっておりますので、正規の負債、長期借入金はルールにのっとる負債でございますので、企業団の1組織となります岬町水道事業が引き継ぐこととなります。

反保委員長 西澤参事。

西澤水道課参事 水道課、西澤です。

引き続き、お答えさせていただきます。

今後の経営についてということですが、企業団の仮名称ですが、岬センターとなった場合は、当然、企業団の組織となりますので、会計上は岬町

の一般会計と切り離されることとなります。したがって、今後は、統合した場合は、企業団の中で運営していくということで、一般会計にご負担をかけるようなことはございません。ただし、その2億円お借りしておりますので、それについての返済を毎年していくという形になってきます。以上、よろしいでしょうか。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 経営が安定して運営していけるということはわかりました。

その岬町から貸しつけている2億円については、これは毎年の返済になるのですか。

反保委員長 西澤参事。

西澤水道課参事 水道課、西澤です。

はい。議員おっしゃるとおりで、今のところの計画、この今見ていただいたA3のペーパーの裏面にシミュレーションの料金表が出ていますけれども、その算出根拠、算出の中にも計算されているのですけれども、今のところは、31年度から20年間のほぼ均等での返済を考えております。検討を入れております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 先ほどご説明をいただいた委員会資料の17ページの表に基づいて、お尋ねをいたします。

大きな三つめに、施設整備とありまして、統合した場合は事業費を低減できると書かれております。その表の下のところ、①として、単独経営時の事業費、統合時の事業費ということで、この表の前提の説明が書かれているわけですが、その中にダウンサイジングを考慮と書かれております。岬町内にある水道事業の関係の公的な施設において、ダウンサイジングの対象になるものがあるのかどうか、確認をさせていただきたいというのが1点目です。

それから、大きな6番で、統合のメリットという一覧表がありまして、今、坂原委員がお聞きしたことに対する答弁も、大きな一つのメリットであろうかと、財政面の安定化、健全化が図られるということも大きなメリットであろうと思いますが、この6番で書かれていることだと、少し抽象的な部分もありますので、住民にとってもメリットで、もう少し具体的に考えられるものがあれば、お聞きをしておきたいと思います。

以上です。お願いいたします。

反保委員長 西澤参事。

西澤水道課参事 水道課、西澤です。

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、ダウンサイジングですけれども、岬町においてどういう施設があるかということですが、先ほどからいろいろな説明の中で、人口減少や水需要の低下ということの説明させていただいていると思いますが、そういった場合、過去に計画した施設というのは、最大の容量を想定した施設を計画していますので、言いますと、全て対象になるということと考えていただいてもいいかなと。

ただ、小さくしなくても大丈夫なものも、詳細を検討した中では出てくるかもしれません。例えば、配水池というのが山の上にぽつんぽつんと、円筒形のものが幾つもあると思います。それにつきましては、皆さんの住民さんへお配りしている水を一旦ためて、水をおろしている施設ですけれども、それがかなりの容量が今、ありますので、その大きさを小さくするか、それから送り出している配水管につきましても、かなりの人口を賄えるだけの管の大きさを想定して設置して埋設しておりますので、それも管径を小さくすることができます。

ということで、それらの関連する施設については、全て対象にはなるかなというふうには考えられます。

それから、2つ目の統合のメリットのお話ですけれども、住民様ということでおっしゃられていますけれども、ここの統合メリットの一番上のお客様サービスの維持・向上というところですが、将来的に新規サービスの導入等ということで書かせていただいています。

これにつきましては、実はこの7団体を見据えた概要版ペーパー、統合案になっていますので、こういう書き方なんですけれども、岬町においては、現在も既に水道においては、水すいセンターということで、お客様サービスという観点から、外部委託をしまして、水道料金の徴収とか、さまざまな受け付けの電話対応も当然含まれていますけれども、そういうことは、もう既に導入しております、この点につきましては、今よりはサービスが低下することがないような形で運営していくというふうに考えております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今、ダウンサイジングのことをお答えいただきました。それに加えて、施設の適正配置も考慮するということが掲げられているんですが、こういったことも影響が何か出てくるとしたら、お聞きしておきたいと思います。

反保委員長 西澤参事。

西澤水道課参事 引き続きましてお答えします。

施設の最適配置ですけれども、現在、岬町関連で考えておりますのが2点ありまして、1つ目が、今言った配水池関連なんですけれども、淡輪高区配水池というのが望海坂の上のほうに配水池が見えていると思いますけれども、あります。その配水池は、先ほども説明したように、容量に余裕があります。場所的に高い位置であるということと、それと阪南市のほうに近いということがありますので、阪南市の施設のほうに水が送れるのではないかという検討をしました。結果として、送ることが可能であるということで、阪南市の一部、受水施設を廃止しまして、岬で受けた水を阪南市域に送るということを考えております。

もう1点ですけれども、こちらは集中監視システムになります。これは電気の線ですので、離れていても大丈夫なところもあるんですけれども、一応この南の4団体、田尻・泉南・阪南・岬を総括した集中監視の場所を1個設けて、拠点を設けて、それで岬は岬で監視できるような形、阪南は阪南で監視できるような形をとって、もうちょっと集中監視的なことで最適配置といいますか、効率化を図っていくということも考えております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 これは経営が統合されるということが決まった場合は、まちの水道事業者にも何らかの影響があるのかなと想定されるんですけれど、そのあたりについては、どういった影響が出るということが考えられるのでしょうか。

反保委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 修理については、現在、まちの水道屋さん、水道業者さんをお願いしているところございまして、今は私どもの岬町水道課からの発注ということで、入札、また随意契約等々やっているわけですが、これが企業団のほうの入札、また契約になってまいります。

ただ、今まで経営的に非常に厳しかった状況なので、工事発注をかなり制限をかけていたという状況ございまして、今後この施設整備計画にのっとって工事を発注ということになってきますと、補助金もつきますので、かなりの量の発注が見込まれるのかなという状況でございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今の説明でありますと、非常にこれまで事業費を抑えるという目的で、新たな事業には、なかなか大規模には踏み出せずにいたというところが変わるとするならば、それは地域経済の活性化にも大いにつながるだろうというように考えられ

るんですね。

ただ、これは発注元が企業団ということになりますので、例えばほかの地域の水道事業者がこの事業に参入すると、工事を行うということも可能になるということかなと思うんですけど、その点について、何か縛りをかけるといいますか、やはり身近な工事ですので、まちの水道屋さんにやっていただきたいと思うんですけど、それは地域経済の活性化という点もありますし、また工事費がその分、安く済むだろうということも考えられるし、メンテナンスの点についても、やはり身近なところで担っていただきたいということは考えるんですけど、そのあたりの縛りをかけるといいますか、ルールづくりといいますが、そういうことは可能なんですか。

反保委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 今のご質問について、お答えさせていただきます。

さきの3団体のときにも、この問題がかなり問題になりました。入札に関しまして、地域要件を設けまして、地元業者での入札という地域要件で縛りをかけておりますし、今後もそういうふうな方針でいくと聞いております。

反保委員長 よろしいですか。

奥野委員。

奥野委員 今回の統合で7団体が統合というお話でございますが、以前にも岬町の水道料金が、府下でも、一覧をいただいたときかなり上位で高かったという一般質問をさせていただいたこともあるんですけど、これをA3のシミュレーションを見ていますと、当分は値上げを抑制して、値上げがないのがメリットだというような表示になっているんですけど、幾らかでも下がるのかなという、私は認識不足でもあったんですけど、今後、府下が全て統一ということになれば、またその辺が幾らかでも変わる見込みもあるんでしょうか。それだけちょっと確認させていただきます。

反保委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 統合している団体が、まずは今のところで3団体、残り7団体が来まして合計10団体。まずは会計は統合しない。能勢と豊能だけは、また会計統合しますけれども、会計統合しないということで単価のほうも、まだまだ統合できないという状況でございます。

ただ、大阪府の考え方でございますが、24年度に策定されました大阪府の水道ビジョン、この中では、20年後には「大阪府1水道、大阪府1単価」という

大きな旗を大阪府は持っておりますので、そこを目がけて、努力しているところでございます。

反保委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

中原委員。反対でしょうか、賛成でしょうか。

中原委員 賛成せざるを得ないと考えております。

反保委員長 反対の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 それでは、中原委員。

中原委員 賛成せざるを得ないと考える立場で討論に参加したいと思っております。

基本的には、町の水道については、ライフラインでありますから、一番身近な自治体である岬町が低廉で安全な水道を供給する責任があると考えられる立場であります。

しかしながら、岬町においては、一般会計のひっばくという理由を先ほど述べられたとおり、よそでは5億円というような規模も先ほど聞きましたけれども、一般会計からの繰り入れが行われておりますが、岬町においてはかなわないということでもありますから、実際問題としては、背に腹をかえられないという状況に至っているということも事実であろうと認識をしております。

先ほど質疑において、岬町内にある水道施設、そのものを廃止してしまうというような計画はないようでありましたし、それから町の水道事業者の経営を守れるのかという点においても、統合においては新規発注が増加するのではないかという見通しから、地域経済の活性化や町の事業者を守るということにおいてもメリットがあるようだということはお聞きしたところであります。

入札においても、地域要件で条件を設けるということは今回の7団体の統合においても維持されるということが確認をされたところでありますので、事業の新規発注、それから事業そのものの規模についても、ここ数年以上においてだと思っておりますけれども、据え置かれていた新規事業はなかなかできないという状況からは脱することができるという点も大きなメリットであろうと理解するものであります。

しかしながら、先ほど確認させていただいたとおり、会計が見えなくなるとい

うのは、大きな問題でありまして、お聞きしたとおり統合された場合は、この決算書、予算書そのものから岬町の水道事業の会計がなくなってしまうということが非常に大きな問題だと私は思うのですね。

ただ、この点については、私どもも12月の議会で意見書を可決いただいて提出したことも配慮されて、企業団においては、一旦は企業団の組合議会の議員定数については白紙に戻すということもなされたわけで、それはそれで評価をしつつ、引き続き私ども議会として、一自治体に一人以上の議員を確保するということは引き続き私どもとして努力して求めていかねばならないことであろうと思います。

それは、それで賛否を決するに当たっての判断材料ということではありませんけれども、この機会に非常に厳しかった財政を立て直したいと、そういうチャンスでもあるということもいろいろな説明を聞いて理解はするところでありますから、反対はいたしません、ただ交付金が切れる10年後以降の経営や事業については、不安が残るものでありますから、そういった点でも企業団に統合された後もきちんとチェック機能を損なわないように、議会としても努力をしていく必要があるということをお場では申し上げて賛同という立場をとりたいと思います。

反保委員長 その他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第20号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第22号「岬町空き家等対策協議会条例の制定について」を議題とします。

本件につきましては、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

中原委員。



中原委員 委員会資料の19ページ、条例案の中で幾つかをお尋ねをいたします。

まず、第1条の中で特別措置法第7条の規定に基づきということが上げられています。参考までに尋ねる程度のことなのですけれども、よその協議会条例をちらちらと見せていただいたところ、よそは第7条第1項の規定に基づきという表記を用いられているところが多いですね。それで、岬町は第7条という第1項という記載はないのですけれども、それは何か考え方があってのことなのかお尋ねしたいと思います。

それからもう一つ、組織についてよそでは私ども議会ですね。議会議員も委員として設けているところもあるのですけれども、その町会議員、議会からこの委員に構成の中に入れるということはお考えにならなかったのか。別にどうしても入りたいというわけではないのですけれども、そういったことは考えられなかったのかなということをお尋ねしたいと思います。

それからもう一点、会議は公開において行われるという考え方かどうか。この3点についてお答えいただきたいと思います。

寺田企画地方創生課長 第1条の岬町の空家等対策協議会を設置する上位法の規定が第7条第1項というご質問なのですけれども、ちょっと調べさせていただきます。申しわけございません。

2点目につきまして、議会議員の協議会への参入なのですけれども、こちらにつきましては、大阪府内で協議会を設置している18団体ございまして、議員を委員とする団体は半分の9団体となっております。

また、計画の策定に当たりましては、計画案を議会へも説明させていただきまして、ご意見を伺うことを考えており、議長とも相談し協議会の構成から外させていただいております。

次に3点目の協議会の公開の件なのですけれども、本町では、会議については透明性、公平性を確保するため、できるだけ公開するように努めております。

ただし、個人情報の取り扱い等、特別な事案については、非公開となることもございます。それ以外は、会議に諮って公開を考えております。以上になります。

反保委員長 西部長。

西総務部長 第1点目の規定の定義の仕方でございますが、特別措置法の第7条で協議会ということで、協議会の内容を定義しております。そのため、私ども7条という表現を使わせていただいているのですけれども、7条の第1項は、市町村は空き家等対策計画の作成及び変更、並びに実施に関する協議を行うための協議会を組

織することができるという規定でございますので、第7条としてもいいし、第7条第1項とするほうがより丁寧かなとは思いますが、この規定では間違いではないというふうに考えております。

反保委員長 中原委員、いいですか。中原委員。

中原委員 西さんがしゃべると何か私もしゃべりたくなるんですね。私、別に間違いだということは言っていないのですよ。2項まで含めても第7条の規定に基づきという考え方でつくられたのだなということを考えたんですね。

ちなみに、第7条第2項の中身については、岬町で今回提案をされている条例案のほかの部分に既に記載されているので、重ねて取り扱う必要が何かあるのかなと思った程度のことで、間違えているとかそういうつもりはありません。

7条に基づいて、主には1項に基づいて設置をすることを今回ご提案だというように理解をしたいと思います。結構です。

反保委員長 和田委員。

和田委員 今の第3条で協議会の委員のことで、今ちょっと答弁もらったのやけれども、一応議会議員は、よそでは半分、9団体ほどあると言ったのかな。半分あると。岬町の場合は、ちょっと聞き間違ったらなんですけれども、議長と町長、行政とか話し合っ、議会は入れないとなったように聞こえたのやけれども、そうではないのかな。

反保委員長 西部長。

西総務部長 先ほど答弁の中で協議会の中に議員が含まれていないということでございます。

特措法の中には、委員の構成といたしましては、協議会は市町村長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、その他の市町村長が必要と認める者をもって構成するというふうにされております。

先ほど課長言いましたように、大阪府内の協議会を設置している団体、全体で18団体ございまして、このうち議員を委員として構成している団体は約半分の9団体となっております。

私どもの考え方といたしましては、計画策定に当たっては、当然その計画案につきまして議会のほうへも説明させていただいて、議会の議員の皆様方からご意見を伺うという立場で考えておりますので、あえて委員会の中で特定の議員さんだけが入っていただくということになりますと、議会を代表するという形になっ

てしまいまして、なかなか議員の方の意見を聞く場というのがなかなか設けにくいということもございますので、議長ともお話をさせていただいて、今回は議員さんを委員として入れるのではなくて、全員の議員さんに案を説明させていただいて、意見を伺う場として参画していただいたらどうかということでお話をさせていただいたところでございます。

反保委員長 和田委員。

和田委員 一応規定では議員も入ってもいいということになっているということが答弁ありましたけれども、議員で入りたいと、入りたいと言ったら変ですけれども、議員を入れていただきたいと申し込んだらどうなるのですか。

反保委員長 西部長。

西総務部長 規定の中では、町長が認める者というものをに入れておりますので、町長が入っていただくという判断をすれば入っていただくことは可能かと思えます。

反保委員長 和田委員。

和田委員 余り言ったら、町長の許可がなければ入れへんの。

反保委員長 西部長。

西総務部長 この委員会につきましては、町長が委嘱し任命するという形になってございますので、議員が入りたいというのではなくて、町長が委員として任命するかしないかという形になりますので、その点ご理解いただけたらと思えます。

反保委員長 和田委員。

和田委員 しつこく聞いて悪いけど、一応議会議員も入ってもいいということになっているということやな。基本は。入ってもいいということになっているという意味と違うのかな。

反保委員長 西部長。

西総務部長 入ってもいいというのではなくて、委員会として町長が委員を委嘱するという形になりますので、議員を委嘱するかどうかというのは町長が判断する形になります。

反保委員長 和田委員。

和田委員 今、最初の説明では、最初に議員もと、今のメンバーの以外に議員もということと言ったように思うのですよ。

反保委員長 西部長。

西総務部長 先ほど説明させていただいたのは、特別措置法の法律の規定を説明させていただきまして、法律の中ではどういう方を委員として選びますかということで規

定されております。

その中で、地域、住民、市町村の議会の議員、法務、学識経験者を町長が必要と認める者をもって構成するという形になってございますので、委員を選ぶというのは町長が任命する形になりますので、議員の方が入りたいから入らせてほしいということではちょっとないということでご理解いただけたらと思います。

反保委員長 和田委員。

和田委員 結局は入りたいと言っても入れへんということですか。

反保委員長 西部長。

西総務部長 その点も踏まえまして、計画策定時には、全員の議員の皆様方にご説明をさせていただいて、その場でご意見をいただくという場をまた別に設けさせていただくという考え方でおりますので、決してこの計画をつくるときに、議員さんの意見を全く聞かないということではございませんので、ご理解いただければと思います。

反保委員長 和田委員。

和田委員 余り言ったらあれやけど、少しでも考えてくれるんやったら、ここはやっぱり議会議員もと書いてほしかったんやけどな。もう結構ですわ。議会議員も私も入ったらいいと思っていますので、できたら一つよろしくお願いします。

反保委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 これで、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第22号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第22号は本委員会において、可決されました。

議案第23号「町町民交流広場設置条例の制定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略し

たいと思います。

それでは、質疑ございませんか。奥野委員。

奥野委員 この条例の中には、公園の面積的なものが全然見えないので、2つの公園の広場全体でどれくらいあるのか。それだけ教えてください。

木下都市整備部長 都市整備部の木下でございます。

夕野池のほうですけれども、約5,000平方メートル、カイカ池のほうですが、約2,000平方メートルとなっております。

反保委員長 奥野委員。

奥野委員 単価が平米44円ということですので、全体を借りるととそこその値段になるということになるんですね、これ。何万円ぐらい、2万円ぐらいになるのかな、2万5,000円ぐらいですか。それはいろいろと、町長の特に認めるときはその限りではないということになっておりますので、確認できました。ありがとうございます。

反保委員長 ほかございませんか。

松尾委員。

松尾委員 多分これ、私、前にもお聞きしたことがあったと思うんですけど、管理についてなんです。今回、こういうように使用料を取るということであれば、もう町が管理をしていくのかと思ってるんですけども、その辺を聞かせていただきたいということと、あと周辺住民の方との話し合いというのはできているのかというのを、まずはお聞きしたいなと思います。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 基本的にこの事業を始めるに当たりまして、工事説明も町長にも出席いただいて進めさせていただいた状況で、基本的に住民さんの協力で何とかしていけないかという話で、地元の方ともお話をさせていただいている状況でございます。それを受けて、地元のほうもかなり積極的に動いていただいているところがございまして、この3月18日になりますけれども、12区、14区、15区、18区、20区になりますが、5つの区の代表の方が集まって、その辺のお話をさせていただけると伺ってございます。

あと周辺との話し合いですが、整備に当たっても地元の方とお話をして、整備内容等についても合意といいますか、協議を終えて整備にかかったところで、代表する区長さんのほうでは協議した内容についてほぼ整備をしていただいているというように、代表の方からはお話しはいただいております。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 この交流広場の維持管理の面をお聞きしたいなと思ってるんですけど。その辺りはどうするんですか。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 当然、使用料等が発生してきますので、使用に当たっての許可を町長がする形になっておりますから、その辺の許可関係について営利を目的とする場合、使用料をかけるわけなんですけれど、その辺は事務的には町のほうでさせていただいて、日常的な利用なり維持管理、清掃であるとか、その辺は地元のほうに協力を得て進めていきたいということで、進めている状況でございます。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 全国的に公園の管理というのは、本当に行き詰まってるんです。新たにつくる、ここだけじゃなくていきいきパークも開設するでしょうし、岬町としては増えていくということになりますよね。その管理を誰がするのかと、多分、最終的にしんどくなったら本当にまた問題になってくると思うので、そのあたり、しっかりその先を見据えて議論ができるように、しっかり話し合いを設けていただければと思います。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 今、走り出したところでございまして、基本的に周辺地域の方と共同でお話をしながら進めていきたいなとは考えてございまして、将来的にどうなるかということもあるんですけども、指定管理的なお話もできるようになればと思います。これは決まったことではないんですけども、そういう方向も考えられるのかなというところでございます。

反保委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第23号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第23号は、本委員会において可決されました。

議案第24号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

松尾委員。

松尾委員 農業委員会の能率給についてお伺いしたいんです。農業委員会自身のお仕事といますか、その部分に当たって、今までやられてきたことプラス、さらに休耕地対策だったりとかというところに取り組んでいただいて、その分の動いていただいた分について能率給という形で町が支払っていくということでの改正ですけれども、これからかもしれませんけど、すごく曖昧なんですよね、この能率給というのが。その休耕地対策というのもすごく幅が広くて、やることは違う角度から捉えると、それが休耕地対策になるんですよね。何が言いたいかというと、一部で町でも休耕地対策で行われている方々もいらっしゃいますけども、要は農業委員会としての職務というんですか、その能率給に当たる職務というのをどの範囲というか、どんなことを想定されているのかということをお聞きしたいなと思います。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 能率給に該当する農業委員の業務ということですが、歳入でも説明させていただきましたとおり、農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づいて、活動実績等に応じて委員にお支払いしようとしているものでございますけども、要綱の第3の1に活動実績に応じた交付金の記載がございまして、アには、担い手への農地集積集約化の推進活動として、農業者の経営に対する意向等の把握、並びに当該意向等を踏まえた農地の出し手及び受け手との調整活動、集落座談会及び相談会への出席等も含むとされておりまして、イとしまして、遊休農地の発生防止・解消活動、農地の利用状況調査及び遊休農地所有者に対する相談活動等ということになってございます。ウのほうでは、農地中間管理機構との連携活動、農地中間管理機構の相談担当者との打ち合わせなど、エとしまして新規参入の促進活動、新たに農業経営を営もうとする者への農地のあっせん活動等とされておりまして、オにつきましては、アからエまでの活動に必要な会議の開催、その他農

地利用の最適化に必要な活動ということが盛り込まれておりまして、本町はこの予算を平成30年度にお願いしているところでございます。

反保委員長 よろしいですか。

中原委員。

中原委員 ちょっと制度が新しいものですからよくわからない部分もあるんですけど、この能率給というのは、農業委員会の委員という立場の方にお渡しするということなのか、それとも農地利用最適化推進委員に対して渡すものなのか、どちらなんでしょうかということが1つ。

それから、提案理由に遊休農地解消に活動した実績により報酬が支給されると書かれておりますが、今、答弁の中でもありましたけれど、遊休農地解消以外にも農業委員会の委員さんや推進委員も委嘱するということだったと思うので、それ以外の仕事もしていただきたいというようなお考えがあるんだろうなと思うんです。ただ、この提案理由に遊休農地解消のことしか書かれていないのは、実際には遊休農地解消のみが能率給として支給される職務になるだろうということで、提案理由にはこのことだけが書かれているんでしょうか。その農地利用の最適化という言葉の中には、今、おっしゃられたアからオとかいうようにして、いろんな分野のことについて仕事をしてもらいたいと、この農地法の改定ときには話が出ていたわけなんです。だけど、その中で提案としてはこの1つの活動しか上げられていないというのは、もうそのことだけでいいというお考えだと受けとめていいのか、ちょっとそのあたりについてお聞きしたいと思います。お願いします。

反保委員長 答弁お願いします。吉田課長。

吉田産業観光課長 ご質問にお答えしたいと思います。

まず、最適化推進委員に対するものか、農業委員に対するものかということでございますが、改正された農業委員会に関する法律では、農業委員会は委員とは別に活動される農業最適化推進委員を置くことができることになってはいますが、岬町の場合、耕地面積が200ヘクタール以下の市町村で、農業最適化推進委員を置かないことができる市町村ということになります。そういうことで、農業委員が最適化推進委員の役割も果たすということになり、そういったことから農業委員の報酬を改定させていただいてるところです。業務としては改正法によって、新たな業務とされた最適化推進の業務ということになります。

提案理由ですけれども、主な活動として遊休農地を上げさせてもらったところで



ございまして、正確にはこの農地利用の最適化推進にかかわる必須業務とされたものを指しておるところでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 推進委員のことなんですけど、岬町は、耕作地の面積規模から、置かないことができる市町村になると。ちょっと私、前回の議論をよく覚えてないんですけど、兼務していただくような感じのイメージを持っていたんですけど、まちによっては、農業委員と、それから農地利用最適化推進委員さんが別々に存在するところもありますけど、あることになっていくんですけど、岬町の場合は、農業委員にその推進委員にもなっていただくということだったのかなと思ってて、そこはどのようにすることになっていくんですでしたかしら。

前に多分、これは、ごめんなさい、議論して聞いて、私、兼務なんだと思い込んでたんですけど、ちょっと今の話だと、ちょっと私の理解が不十分だったのかなと思うので、説明をもう一度していただきたいと思います。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 岬町では、農業推進委員は置かないことができますので、置いておりません。農業委員が14名いて、その農業委員が最適化推進業務も行うということでございます。

反保委員長 よろしいですか。

ほか、ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 今の答弁をお聞きしていたら、遊休農地以外のそういう検討はないような答弁になるんですけども、14人の皆さんでその農地対策にかかるというように理解するのか、じゃなくて、いろんなまた、今後、これ、新しい制度ですので、新たなそういう部会を、ほかの部会もつくって進めていくようになればなど私は個人的には思うんですが、その辺はいかがですか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 お答えします。農業委員は、これまでの業務に加えて、新たな必須業務を行いまして、新たな業務に対する報酬を、今回、上程させていただいています。新しい業務の取り組み方については、上部団体であります、大阪府の農業会議や大阪府の農政室などと相談をしながら、どういうふうに進めていくかというのも、十分に確認をして進めてまいりたいと考えていますので、ご理解のほど、お願いしたいと思います。

反保委員長 お諮りいたします。委員会定刻の5時を過ぎると思うんですけど、このまま続行してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 ありがとうございます。

松尾委員。

松尾委員 この能率給ですけれども、農業委員会さん、全員で動かれたときに均等に配給されるものなのか、それとも、個人でいろんなことをされていて、もちろん、業務範囲の中での業務をされていて、そのされた時間だったり、案件の軽いとか重いとかわからないですけど、そういうのにあって、個人に配給するものなのかというのをお聞きしたいです。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 ちょっと質問に即しているかどうか、あれなんですけれども、農林水産省経営局の農地政策課が発行しております農地利用の最適化交付金にかかるQ&Aというのがございまして、問いのほうに、市町村は農地利用最適化交付金については、活動実績に応じた交付金、成果実績に応じた交付金ともに、農業委員や推進委員の活動状況や成果にかかわらず、一律に支給してもかわらないですかという問いがございまして、その回答といたしましては、国は都道府県に対し、その活動や成果の実績を指標として、農地利用最適化交付金を交付することになります。都道府県は、国の配分基準に応じて、市町村に交付することになります。市町村においても、国の配分基準の考え方及び報酬が勤務に対する反対給付であることを踏まえて、農業委員及び推進委員の活動日数等に基づいて支給していただくことが基本と考えます。なお、個々の農業委員や推進委員の活動日数等に基づいて支給する報酬に格差をつけるほどの差がないと市町村において判断されるのであれば、結果として、一律に支給されることもあり得ると考えますという、Q&Aが示されております。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 ちょっとわからないんですけどね、そのイメージをしたいんですよ。どういうように働かれるのかなというイメージが、全くよくわからなくて。

例えば、何か案件が来ました、その休耕地、個人、具体的に言うと、岬町で農業をしたいという方がいらっしゃったと。ただ、農地がないということではいらっしゃったとするじゃないですか。そのときに、みんなで動くのか、それとも、案件をその委員の中の個人で受けて、個人でその職務の範囲の中で業務をされて、

その方が個人でその能率給という形で受け取られるのか。その職務に対しての対価として受け取られるイメージなのか、それとも、さっき言ったみたいに、みんなでその案件を受けて、実働で動くのかというところが、よくわからないんですよ。どんなイメージですか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 この書きぶりを読みますと、委員さんの質問としては、恐らく、農業委員会として受け付けをして、その地区の農業委員が、遊休農地の解消だったり、最適化の推進に伴う集積化だったり、それぞれの地区で座談会を開いて、みんなで集積しましょうかと。ばらついた休耕地があちこちにあります。農業をしている耕作地が飛び飛びにありますと。集落の皆さん、こっち側へ農地を固めて、休耕地も固めることによって、効率化とか、この休耕地転用できたりとか、そういうことをしていく業務だと考えておるんですけども、交付金が示されたのも、まだ最近のことをごさいますて、その辺、十分に研究しながら、6月3日から始まる農業委員会を運営していきたいと考えておるところでございます。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 わかりました。今後、やっていくうちに、岬町版というのが生まれてくると思うので、それに注視していきたいと思うんですけど。

あと、その業務の内容をもう一度、ちょっとお伺いしたいんです。端的にいうと、農地中間管理機構とおっしゃったので、多分、大阪府でいうと、みどり公社に当たるのかなと思うんです。そのみどり公社がやっているような、例えば、誰々に農地をあっせんしたりとか、誰々と誰々と結んで活性化をさせるというイメージでいいのか。

この視点でいうと、さっきも言ったみたいに、休耕地の解消とか活性化という視点によってすごく違うんですよ。これも、一つの休耕地対策だよねと言われるんですよ。いろんな角度で言われちゃうんですけど。

一つに、自分がその休耕地を使って何かをすとかというのも一つの休耕地対策じゃないですか。もう一つは、他人にやってもらいやすいように整備するというのも休耕地対策になると思うんですけども、これは、あくまでこの後者のほうのみになるということの認識でいいんですかね。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 私も、そういう疑問は抱いておりまして、農地中間管理機構というのは、農振地域であったり、地区計画を立てている農地を地域で守っていこうとい

うような休耕地の中でも優良なものについては取り扱いをする感じはあるんですけども、岬町は、農業振興地域には指定されておりませんし、そういう休耕地の貸し借りについては、農地中間管理機構に持っていても、扱ってもらえないような状況はあると思います。岬町は、円滑化団体というふうな登録はしておりますので、町が借りたい人と貸したい人の間に入ることができる団体には位置づけられておりますので、農業委員が動いていただいて、休耕地が解消されたことについても、対象になると考えますし、当然、後者についてのみ対象と考えますが、これらのことも上部団体に確認をしていきながら、岬町版としては、どういうふうに動いていくのが望ましいのかというのを把握しながら進めていきたいということでございます。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 今、聞くとおっしゃると、やっぱり新規で農業をしたいという方のサポートだったりとか、今、されている方とそれを連携して、岬町として、よりやりやすい農業というのを目指すということに動かれるという任務というか、業務だと思うんですけども。

そうすると、私が先ほど、一例で言った、例えば、これだけ休耕地を自分が、ほんならやるねんというのはなしという認識でよかったですね。自分が耕作して、それを解消していくんだというのはなしということですか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 その点についても、お調べをして、条件に見合うのであれば入れていくべきだと思いますし、今のところはちょっとお答えできないような状況にあります。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 その辺が、結局、ちょっとビジネスの視点が入っているというところになってくるんですよ。そこで収益も多分、見込まれるということになれば、そこに税金を投入するというのは、ちょっとバランス的にどうなのかなというところがあったので、そこをもう少し突っ込んで規定していかないと、ちょっとバランスがおかしくなるのかなということ考えたので質問したんですね。なので、もうちょっとその辺は気をつけて考えていただきたいなと思います。

反保委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第24号は本委員会において可決されました。

議案第26号「岬町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

本件につきましては、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第26号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第26号は本委員会において可決されました。

議案第33号「南部大阪都市計画多奈川・多目的公園地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、及び南部大阪都市計画道の駅「みさき」周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について」

を議題とします。

本件につきましては、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第33号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第33号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件12件については、全て議了いたしました。

本日の審査経過並びに結果につきましては、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで、事業委員会を閉会します。

(午後5時10分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成30年3月8日

岬町議会

委員長 反保 多喜男